

春秋会会報 第101号

Shunjuu

SEP. 2019

特集 1 1型糖尿病障害年金支給停止取消訴訟

特集 2 被告人に法廷内で手錠腰縄を施さないよう申入れを!!

特集 3 木内道祥さんと若手弁護士との座談会

特集 4 業務に役立つシリーズ（破産篇）

特集 5 日本全国鉄道の旅

特集 6 同好会紹介シリーズ

興福寺の月

春秋会

巻頭言 幹事長 青木佳史 2

会務活動のご報告 副会長 飯島奈絵 4

特集 1 1型糖尿病障害年金支給停止取消訴訟 8

特集 2 被告人に法廷内で手錠腰縄を施さないよう申入れを!! 14

特集 3  
木内道祥さんと若手弁護士との座談会 17

特集 4  
業務に役立つシリーズ（破産篇） 31

特集 5  
日本全国鉄道の旅 33

弁護士 40 年を振り返って

齋藤 ともよ 36 福本 富男 37 正木 みどり 38 宮地 光子 39

弁護士 10 年

東 尚 吾 41 荒木 晋之介 42 飯田 幸子 42 石飛 優子 43
河合 基裕 44 川崎 拓也 45 喜田 崇之 47 高坂 明奈 48
下迫田 浩司 49 忠政 貴之 50 辰巳 創史 51 弘川 欣絵 51
藤井 恭子 52 牧 亮太 53 松嶋 依子 53 宮下 泰彦 54
村田 充章 55 吉岡 良太郎 56 柳 勝久 57

特集 6 同好会紹介シリーズ

   
ゴルフ同好会 58 ボウリング同好会 60 グルメ研究会 62 和事古典芸能同好会 63

伊多波さんとその周りの方々を偲んで 金子武嗣 64

春秋会 会員名簿 68

春秋会綱領・春秋会会則 72

編集後記 75



居場所と繋がりのできる 環境づくりを目指して

幹事長 青木佳史 (41期)

春秋会は、おかげさまで、昨年度、60周年記念行事を無事に終え、会としての歴史と特徴、これからの課題をお互いに確認しあう良い機会に恵まれました。

61年目となる本年度も、22名の新人が加入され総勢663名(8月1日現在)となり、各種委員会が年度当初から活発に活動をしていただいております。特に60期代後半から71期までの皆さんが各委員会で役割を担って活躍されています。7月までを振り返っても、親睦企画の世話役や宣伝、「依存症ってなに?」の研修での企画や当日進行、春秋MLでの「見える化」のための各種宣伝に、69期から71期の皆さんが多数力を発揮していただきました。

弁護士会の委員会以上に、会派の各活動はすぐに役割を担って動けるという面があり、若手の方が参加しやすい場になってきたように思います。そこからつながりで、今度は弁護士会の委員会活動にも春秋会会員はどこでも活躍しているので入っていきやすいきっかけにもなるようです。

今はたとえ同期であっても、お互いに顔見知りでもないということが普通になっていますから、ヨコのつながり、タテのつながりとかかわることなく、事務所以外の居場所作りに、こうした会派の役割が改めて見直されているのではないかと感じています。

「ホモサピエンス全史」のY・N・ハリ氏によれば、人間は150人くらいの集団までは、お互いのプライバシーを含めた噂話をし合うことによって、特に規律などをもたなくとも集団としての一体感を作るが、それを超えるとムラ、クニとしての規律と共有する価値観を必要とするようになったといいますが、そういう面はもちろんある一方、やはり人間はお互いの人となりを知り合う中で、安心して身を置ける居場所を必ず必要とするのでして、それはインターネットにより世界中の情報や人と繋がれることになったとしても、ラインやインスタで繋がっていたとしても、それでは代替できない関係性を欲する本質は変わら

ない、ということがより一層求められる気がしています。またそうした土台は、法律専門職としての専門性の発揮や他人の幸せを追求する人権擁護活動にも必要なことだと思います。

そうした意味で、春秋会の役割、というよりは各会派の役割は、会員の居場所作りの土台として改めて大切であると思っています。会派に所属しない方が900名になろうとしています。今年には会派横断の取組も増やしながら、いずれの会派かに参加いただき、新しいつながりを求めていただける環境作りを展開していくことをめざしたいと思っています。6月には、7会派合同研修として「依存症ってなに?」を呼びかけ、大盛況でした。弁護士会会報8月号にも会派紹介特集を組んでいただきました。下半期は、さらにアイデアを出し合い、会派合同での取組を模索していきたいと思っています。

そして居場所作りという趣旨では、若手に限らず、各世代ごとにも必要なニーズで

もあります。そうしたことにも心を配りながら、皆さんとともに、春秋会(会派)のあり方を模索していきたいと思っておりますので、ご理解・ご協力を引き続きよろしくお願いいたします。





～副会長の日常～

副会長 飯島 奈絵 (46期)

1. はじめに

2019年4月1日に副会長に就任し、任期の1/3が過ぎました(2019年7月末現在)。就任前から、副会長は大変と聞き、身構えていましたが、就任してみると、副会長職はとても面白く得難い経験です。

勿論、1年間、通常業務は相当程度制約を受けること、任期終了後も幹事長等の会務があること等、自営業者としてはツライ所もあります。

しかし、副会長就任後、数週間したところで、これは、自分の弁護士業務のその後の方向性に大きく影響する重要かつ貴重な経験であることに気づきました。一定期間、通常業務を離れ、得難い経験となり、自分のその後に大きく影響した留学・産休育休と同様に。

副会長経験者が、「副会長は、なってみ

たら、とてもよかった。」と口を揃えて言われるのを疑いの目で見ていましたが、自分が就任してみても、実感としてよくわかりました。

就任の覚悟がつけば、副会長という未知の世界に、やる気と好奇心をもって飛び込むことはワクワクする体験であり、今後8か月、その奥深さを更に探っていけることはとても楽しみです。

そもそも、副会長は何をしているのか。その日常をご紹介します。

2 副会長の日常

(1) 正副会長会(週1回)、副会長会(週1回)

会長は、本会を代表し会務を総理しますが(大阪弁護士会会則46条1項)、大阪弁護士会会長は日弁連副会長を兼務し、日弁連に行かれています。多くの場合、会長

はその事務の一部を副会長に分掌させます(46条2項)。会長が決定すべき事項(注1)も、副会長会(木曜18時～21時)にて議論し、副会長会としての意見をまとめた上で、正副会長会(月曜9時半～12時)で、会長に報告し、承認を得て、執行します。

(2) 担当委員会(ほぼ毎日)

会長の補佐者である副会長は(会則47条1項)、委員会他の会務について、主担当・副担当を決めており、担当分野について、①副会長決裁事項は主担当・副担当の副会長で決裁し、②会長決裁事項は、必要資料を用意し、副会長会・正副会長会にかけて執行する段取りをつけます。

委員会は原則月1回ですが、複数の委員会を担当している上、担当委員会の正副委員長会にも出席する場合もあり、ほぼ毎日、何らかの委員会・正副委員長会が入っています。また、担当分野に関する個別打ち合わせもあります。

但し、近弁連管内の他単位会では、副会長は委員会には出席せず、週1回の正副会長会と午後当番1回弁護士会館に詰めるだけといった会もあります。今後、大阪弁護士会でも、副会長の負担を軽減し、より就任しやすい職務とするため、委員会出席の要否・頻度の見直しも考えられます。

(3) 決裁(毎日)

弁護士会館8階の正副会長室にある各副会長の机の未決裁箱には、日々、決裁書類が積み重ねられます。大阪弁護士会は

4600人強の弁護士と100人強の弁護士会職員からなる年間収支約16億円の組織です。弁護士会の様々な活動は、書類が関係各所を回り、担当副会長の決裁印を経て執行されます。副会長に就任して初めて、レターケース配布されるチラシも職員・担当副会長等、沢山の決裁印を経て配布されることを認識しました。

(4) 常議員会(月2回)

総会決議事項以外の重要事項は、月2回(火曜15～17時)開催される常議員会で、常議員(60名)が討議の上、決議します。副会長は、担当範囲の事項を上程した場合に、上程理由を説明し、また、常議員会の最後に会務につき報告します。私は日弁連理事、近弁連常務理事もさせていただいているので、日弁連理事会報告、近弁連理事



(注1)

正副会長会議上程基準があります。上程必要事項の例：執行部の政策事項、会長声明・意見書、対外照会書・調査依頼書等(新たなもの、重要なもの)、大弁を当事者とする委託契約等(新たなもの、重要なもの)、全会員宛文書(重要なもの)、委員会への諮問書・意見照会、委員・特別委嘱委員の選任、会の予算決算、非定型な支出、総会議案の提案理由、常議員会決議請求。会則等の改正、日弁連からの照会の答申等、弁護士会の広報等(重要なもの、非定型のもの)等

(注2)

少数者比率が30%以上となるとクリティカル・マスとなって会議体に基本的な変化を引き起こすとされています。2020年度までに指導的地位を占める女性の割合を少なくとも30%とすることが政府目標とされる中、ひとまず女性理事比率20%を確保するため、女性理事クォータ制(単位会会長でない日弁連理事を4名増員し、4名はすべて女性とする等)の導入が検討されています。

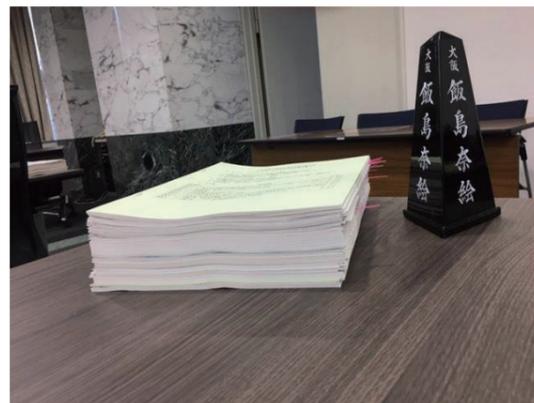
会報告もします。

(5) 幹事長会 (月2回)

月2回、常議員会の前(火曜13時半～)に、幹事長会があります。各会派の幹事長にお集まりいただき、弁護士会から各会派へのお願いや、会派間の協議がなされます。

(6) 日弁連理事会 (月1回。2日間)

私は日弁連担当副会長として、日弁連理事にもなりましたので、月1回、朝から夕方まで2日間の日弁連理事会へ出席しています。事前に届く部厚い資料に目を通し、理事会に臨みます。小規模単位会からの意見に、大阪弁護士会とは異なる視点に気づかされることも多々あります。今年、日弁連理事71名中、女性理事は9人(12.67%)ですが(注2)、比率を大きく上回る頻度で活発に発言しています。



(7) 近弁連理事会・常務理事会 (月1回)

月1回(水曜14時半～17時)に、近弁連常務理事会・理事会があります。近弁連常務理事・理事(京都・兵庫・奈良・和歌

山・滋賀弁護士会会長、大弁副会長、各単位会選出の理事)にて、近弁連理事会決議事項を議論の上、決議し、単位会報告では、各単位会の情報を共有します。私は近弁連担当副会長なので、近弁連常務理事会・理事会の進行役を務めています。

(8) マスコミ昼食会 (月1回)

月1回(月曜のお昼)にマスコミ昼食会があります。司法記者クラブ配属のテレビ・新聞・通信社の記者の方々にお越しいただき、ランチを食べながら、弁護士会がマスコミに広報を希望する事項(通常3、4事項/回)をアピールします。この場に参加される場合には、企画のチラシと要点をまとめたメモ(1枚程度。連絡先弁護士の氏名・電話番号・メールアドレス等を記載出来ればベター)を持参し、配布することをお勧めします。

(9) 午前当番・土曜当番

緊急対応に備え、常に副会長1人は弁護士会館内にいるように、午前当番・土曜当番を定めています(会館内にいれば、担当委員会に出席しても、研修等に出席しても構いません)。

(10) 晩

晩に、新人弁護士グループ研修の立会や、担当委員会の懇親会、弁護士会職員との親睦会等が入ることが多くあります。

拙宅は愚息2人も大学生になり、私は外食好きなので、喜んで夜も出歩いています。介護・子育て等との両立を考え、絞る

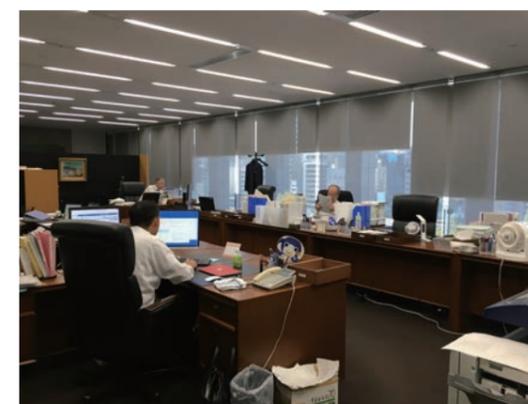
ことは可能であるものと存じます。

実際、私は、余命宣告を受けた親の介護で、遠方の実家から副会長会および正副会長会にスカイプ参加させていただいたこともあり(大阪弁護士会史上初かもしれません)、副会長職は、家庭の事情に合わせた柔軟な務め方が可能であるものと思っています。

(11) 上記以外の時間帯

上記以外の時間帯は、役員室の自席で仕事をする事も、事務所へ戻ることも自由です。

副会長には、弁護士会からパソコンが貸与され、また、副会長としてのメールアドレスが設定されます。弁護士会のサーバー上の各種資料・スケジュールは、弁護士会貸与のパソコンでのみアクセス可能ですが、副会長アドレス宛のメールの個人パソコンへの転送は可能ですので、個人パソコンを使って、事務所で会務を行うことも、役員室で事務所の仕事をする事も可能です。携帯にかかってきた依頼者からの相談に役員室の片隅で応じる場合もあります。



3 終わりに

自分が大きな組織の歯車になって、権限分掌を意識しながら、物事を進めていくことは、社会経験のない私には新鮮かつ貴重な経験です。

担当委員会が遂行する多大の社会的意義を有する事柄や改革に関与できることは大きな喜びです。

就任直後のあいさつ回りを初めとして、普通はお目にかかれぬ方々、ご縁のなかった方々と出会いました。4月の就任以降、交換させていただいた名刺は600枚を超えます。

ご縁のなかった委員会へ関与し、副会長として招かれる弁護士会内外の会議・行事に出席することで、視野は、明らかに広がります。

勿論、面白いこと、楽しいことばかりではありません。しかし、7人の副会長で情報共有し、一緒に悩み、解決策を探るので、すべてチャレンジです。

お財布を見なければ、長い目で見れば、副会長は得難い経験です。

勿論、副会長は自分の経験を積むためのものではなく、大阪弁護士会の会務を執行するため、会員から選出された存在です。

引き続き、精一杯尽力致す所存ですので、どうぞ、宜しくお願い致します。

1 型糖尿病障害年金支給停止 取消訴訟

理由不備による画期的な大阪地裁判決とその後の展開

はじめに

公的年金の不支給等をめぐる問題は、国の社会保障制度の根幹をなすものだけに、年金受給権者の権利について、法的に的確な支援をすることはとても重要なニーズです。ところがこれまであまり弁護士はこの分野を得意とせず、限られた方々が学生無年金訴訟や知的障害者の障害年金認定訴訟で活躍されていた程度でした。最近では社会保険労務士の中で障害年金の請求や審査請求に専門的に関わる層が先行している状況です。

そのような中、平成 28 年(2016 年)12 月、きわめて不可解な障害年金の支給を一斉に大量に停止するという事態が近畿で発生し、40 人の大弁護団を結成して、集団訴訟を取り組むことになりました。初めて年金訴訟に関わるようになった近畿各地の若手の弁護士が多数、生き生きと活動を行い、提訴(平成 29 年 11 月 20 日)から 1 年 4 ヶ月余りのスピードで、平成 31 年(2019)年 4 月 11 日に、大阪地裁第 2 民事部において、年金分野では画期的な行政手続法違反(不利益処分における理由不備)に基づ

く取消を認める勝訴判決を得ることができました。

今回はその判決の概要の紹介とともに、そこにおける弁護団活動の様子をお伝えするとともに、その後、画期的判決の趣旨を完全に無視し、これを嘲笑うかのように国(厚労省)が再度の支給停止処分をしてきた経過についてご報告します。

1 型糖尿病、って知っていますか？

自己免疫異常等が原因で、膵β細胞が破壊されることにより、そこから分泌されるはずのインスリンが枯渇して糖代謝異常を来す疾患です。原因は不明ですが、体内でインスリンが作れないため、常に血糖コントロールが不全となる病です。発症時期は、多くは未成年から発症することが多いものです。そして、病状が進行すると、神経障害(手足の激痛・しびれ)、視覚障害、腎機能障害(人工透析)など、様々な合併症を起こします。日常生活では、血糖コントロールが非常に難しいため、高血糖になったり、低血糖になったりし、それによる重篤な発作症状があります。インスリンが効

き過ぎて低血糖になると、意識障害を起し、昏睡状態に陥る危険もあるので、直ちに補食して、糖を補充する必要があります。逆に、高血糖になっても、糖尿病昏睡が起きます。現時点では、根本的な治療はなく、不足するインスリンを注射器やポンプで体内に補充することで、生命を維持することが基本であり、それが一生続くものです。一般的な糖尿病との違いは、自己免疫異常が原因であること、根治が見込まれない点です。加齢や生活習慣によるインスリンの機能低下が原因で、また根治の見込める 2 型糖尿病とは決定的に異なります。

事の起こりー

1 型糖尿病障害年金の一斉支給停止

この 1 型糖尿病の患者会「近畿つぼみの会」の会員には、未成年のうちは「特別児童扶養手当」を受給し、毎月 2、3 万円はかかるインスリンコントロールや定期受診の医療費に充て、成人後には、障害基礎年金 2 級を受給しつづけてきた者が相当数いました。2～3 年に 1 回、日本年金機構に対し、障害状態確認届を提出して現状を確認してきましたが、その病気の特徴からいって症状は変わらないか悪化することはあっても、改善することはないことから、支給継続がなされてきました。

ところが、平成 28 年 12 月 7 日、この年に障害状態確認届を提出した会員患者の大半にあたる 34 名に対し、突然、何の理由も示されないまま「障害等級 3 級の状態に該当」するとして、一斉に障害年金支給停止処分がなされました。

1 型糖尿病障害年金訴訟弁護団の結成へ

突然のことに困惑と驚きが患者会を襲いましたが、患者会のまとめ役から、難病患者の状況に詳しい A 弁護士に正月に電話が入り、なんとしても救済をしなければならぬということになり、集団訴訟になることが予想されたことから、A 弁護士から大阪の高齢者・障害者の権利の取組をしている弁護士たちに協力要請が入り、大阪を中心として弁護団の結成を行うこととなりました。

まずは、平成 29 年 2 月末、支給停止処分を受けた 34 名のうち訴訟をめざすことを決意した 10 名が、障害年金に精通した社会保険労務士を通じて、近畿厚生局社会保険審査官に審査請求を行ない、その間に弁護団結成を急ぐことになりました。

そこで大阪の高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」の各種相談活動に登録する「支援弁護士」や近畿各地の高齢者・障害者委員会で活動する方の登録する ML に呼びかけたところ、続々と若手の弁護士が名乗りを上げてくれました。また、障害者の支給量訴訟で奮闘している弁護士、学生時代に 1 型糖尿病の患者会のボランティアをしていた弁護士、家族に 1 型糖尿病がおられる弁護士等も名乗りを上げてくれ 30 名ほどの弁護団が 4 月末にはできあがりました。

川下清弁護士を団長に迎え、提訴に向けた準備をさっそく開始しました。とはいえ 1 型糖尿病の病態は全く無知に近かったことから、文献読み込みや患者からの聞き取りなどを早急に進め、処分の違法を求め争点を明確にする作業を重ねていきまし

た。

審査請求は、同年6月末から7月初旬にかけて裁決がありましたが、1名だけが支給停止処分を取消す裁決がなされたものの、残りの9名は棄却裁決となり、ご本人や家族に集まってもらい、裁判をするということ、その時の原告のおかれる状況、訴訟にかかる経済的、精神的負担などを何度か話し合い、不安を解消しながら原告となることを決意してもらうことになりました。

提訴へ（平成29年11月20日）

1型糖尿病は、前述のように医学的に確実な治療法はないため、原告らは、重い医療費の負担と過酷な血糖コントロールと日々闘いながら、ようやく日常生活を送っています。今回支給停止処分を受けた患者たちは、障害年金を「医療費の支え」として家計に組みこんでいる方が大半で、障害年金は、原告らが自立した生活をおくるための経済的、精神的な支えでした。ところが症状改善などの事情が一切存在しないにも関わらず、何ら理由も示されずに支給が停止されるのは違法であるとして提訴することとなりました。

訴状では、本件支給停止処分の違法性と

して、国民年金法36条2項の支給停止要件にあたらぬこと（①）及び行政手続法14条1項本文等の理由の開示がないこと（②）の2つを争点として提示しました。

①は、すなわち、国民年金法36条2項は、「障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなったとき」に障害年金の支給停止をすることができると定めています。しかし、1型糖尿病は、体内でのインスリン産生がなくなることによって様々な症状を生じる疾患であり、現時点では治療方法が存在せず症状の改善が見込めません。そのため、長年継続して2級に該当すると認定されてきた原告らの障害の状態が2級よりも軽くなるはずがなく、実際、原告らの障害の状態は、軽くなるどころか重篤化していました。このことを真正面から証明するため、弁護団は、原告らの日々の血糖値データ等を記録・検討する等の立証の準備を進めていました。

②は、すなわち、行政手続法が理由の開示を求める趣旨は、行政の恣意の抑制及び処分を受ける者の不服申立の便宜の点にあります。原告らへの通知書には、障害年金等級3級に該当するということが書かれておらず、何ら支給停止処分の理由が記載されていませんでした。

裁判所の明確な訴訟指揮

本件提訴の反響は大きく、マスコミの報道も、このような支給停止について、少なくとも理由を詳しく説明すべきなのにそれさえしないことへの共感は大きく、大きな注目を集めました。原告弁護団は、第1回期日以降、**被告国**に対し、どのような病状

の変化があったのか、その具体的な変更の理由を明らかにせよとの求釈明を繰り返しましたが、国はこれに対し現在3級である根拠を言えばいいのであって、変化を説明する必要はないとして応じませんでした。

裁判所も、国に対し、再三、支給停止処分等の実質的な理由を説明・開示するよう求めました。ところが、国は、最後まで具体的な釈明を一切行いませんでした。国の態度は、単に支給停止の通知に理由の記載がなかったに止まらず、そもそも記載できる具体的な理由が存在しないこと、つまり1型糖尿病患者について2級の障害年金を停止するとの結論ありきの意図に出たものであることをうかがわせるものでした。

裁判所は、そこで3回目の期日を終えた2018年9月、原被告双方に、病状に照らした障害等級の検討には国の訴訟態度もあり時間がかかるが、支給停止通知の理由の開示については、争点も立証も機が熟してきているため、この論点を分離して終局もしくは中間判決を出すこととしたい、との提案をしてきました。

裁判所は、国が処分を変更してきた明確な理由を主張しようとしないうる態度に鑑み、このまま膠着状態となることを避け、原告らの迅速な権利救済を可能とするため、審理に時間を要する①の点の審理に及ぶことなく、あえて②の理由の開示がないことの違法のみを分離して取り上げて判決を行う道を示したのです。

国はこれに特に留保もつけずに応じ、原告らも裁判所の積極的な提案の意図を汲んで、争点を絞った判決に道を求めることと

しました。

画期的な大阪地裁勝訴判決

（平成31年4月11日）

大阪地方裁判所第2民事部は、平成31年4月11日、原告らに対する支給停止処分等を違法であるとして取り消すという、画期的な原告勝訴判決を言い渡しました。

この判決は、「障害基礎年金は受給権者にとって生活設計の礎である」とし、「処分によって被る不利益の重大性に見合った十分な理由を提示すべきであったにもかかわらず、国は、「結論のみを示したものと評されてもやむを得ないほど簡素」な通知書をもって原告らに対し障害基礎年金の支給を停止したとし、このような処分は違法であると認定しました。

判決は、今回の処分が重大な不利益処分であることを前提に、糖尿病の障害認定基準・要領等の抽象性に言及し、支給停止処分をするについては、いかなる事実関係に基づき、どのように障害認定基準を適用して当該処分がなされたのかを、当該処分の相手方においてその理由の提示内容自体から了知しえるものとする必要性が高いものというべきである、としました。

その上で、今回の各支給停止の通知は、単に原告らの各障害の程度が1級及び2級には該当しないとの結論のみを示したものと評されてもやむを得ないほど簡素なものである。そして、これまで原告らに対し継続的に障害基礎年金を支給してきており、2、3年に一度診断書も提出して審査をし、「あなたの障害の状態は従前の障害の状態と同程度であると認めますので、引き続き障害



提訴会見

年金を支給します。」という記載のある書面を交付していたにもかかわらず、一転して、原告らに支給停止処分をしたという経緯等も併せ考慮すると、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意の抑制をはかるという趣旨もかなわず、事実関係のうちどの部分や範囲が争点となるのか、または総合評価の手法や判断内容等が争点となるのか等の見通しを立てることは困難であるから、不服申立の便宜をはかるという趣旨に照らしても不十分な理由の提示というべきであるとして、違法としたのです。

障害年金の支給停止処分について、行政手続法違反により違法として処分を取り消した例は数少なく、障害年金の支給停止の不利性に十分な配慮をした上で、恣意的裁量の抑制や不服申立の便宜といった年金受給権者の立場にたって、年金実務にも大きな影響を与える明確な判決でした。

勝訴判決を受けた原告らは、初めての訴訟で、テレビや新聞の取材、報道、その中でいわれなきバッシングも受けながら、1型糖尿病の理解と状況を、同じ患者たちのためにももの思いから懸命にがんばってきました、それが、ようやく報われた瞬間であり、その笑顔の輝きは忘れることはできません。

控訴断念に向けた要請活動

早速、弁護団と原告は、厚生労働省年金局に控訴断念と支給再開の要請書を届けるとともに、衆参の厚生労働委員会の国会議員を中心に要請活動に回りました。また、全国のみなさんにFAXやSNSを通じて、控訴断念・支給再開のFAX要請を行い、



厚労省申し入れ

多数の団体や個人が協力していただきました。

4月26日には、国は控訴断念を決めたのです。

国の不当かつ背信的対応

ところが国は、驚くべき卑劣な対応を取ってきました。国は、大阪地裁判決の内容が控訴して争っても勝ち目がないと見たため控訴はしない方針はとりつつも、違法とされたのは理由を通知書に詳しく記載しなかった点だけであるとして、支給停止の理由を書いた書面を再度作成し、平成28年12月7日に遡って、再度、支給停止処分を行う通知書を原告らに5月13日に送付してきたのです。

これにより、原告らの支給停止状態はさらに継続することとなりました。これは、原告らの早期救済を図った裁判所の意図を完全に無視するものです。国が、このような同一理由による再処分を行う可能性があることを本件訴訟中に明らかにしていれば、裁判所は、理由の開示がないことの違法(②)のみでの結審はしなかったはずですが、国の対応は、不当に救済を遅延させた背信的なものです。また、これでは、いくら行政手続法違反で処分が取り消されて

も、理由を後付けして再処分できるとなれば、司法の違法判断は手続を振り出しに戻すだけのものとなり、同法の存在意義は否定されてしまいます。国の対応は、障害基礎年金の趣旨に反し、原告らの生存権を侵害するものであり、人権侵害にさらに人権侵害を重ねるものであるといえます。

原告は再び立ち上がる一再処分の取消訴訟の提訴へ (2019年7月3日)

勇気を振り絞って提訴し、苦しみを乗り越えて勝訴にこぎ着けた原告らは、一夜にして再び失意のどん底に突き落とされました。もう二度と人前に顔を出したくない、このまま消えてしまいたい、という声を弁護団には率直にぶつけられました。その思いは、弁護団や家族や支援者も痛いほど共感できるものでした。その絶望と怒りを再度共有し、時間をかけて、再度立ち上がるには、時間もかかりました。二重、三重の過酷な負担が待っているのです。

それでも原告9名は、力を振り絞って新たな裁判に立ち向かう決意を固めてくれました。これは、容易なことではなかったと思います。弁護団は、この訴訟の間に若手がさらに参加し、40名になりました(60期以降20名、50期代12名、40期代以前8名)。怒りの訴状を早急に仕上げ、7月3日に大阪地裁への再提訴に踏み切ることができました。

こんな再処分が法的に許されているのかという行政処分の反射効や権利濫用論も新たな争点に加え、障害等級2級の程度に何ら変更はないとの明確な判決を求めて、再度の訴訟が開始されました。1型糖尿病の

日常生活状況がいかに大変かを様々な調査や記録化から浮かび上がらせる作業もすすめています。



再処分提訴

今も弁護団員を募集していますし、今からでも活躍できる場はたくさんあります。ぜひ、若手の参加を期待しています。

連絡は、弁護団副団長の弁護士 青木佳史 (k3802@skyblue.ocn.ne.jp) まで。

今後とも、原告ら及び弁護団の活動をご支援くださいますようお願いいたします。

青木佳史 (41期)

被告人に法廷内で手錠腰縄を 施さないよう申入れを!!

～法廷内手錠腰縄問題に関する大阪地裁判決を受けて～

被疑者又は被告人（以下、「被告人等」という。）が、手錠腰縄（以下、「手錠等」という。）を施されたまま刑事法廷に入退廷し、その姿が傍聴人をはじめとする法廷内にいる人々にさらされる問題（以下、「法廷内手錠腰縄問題」という。）については、そろそろ会員の皆様にも、浸透してきたのではないかと思います。

本年5月27日、この問題に関して画期的な判決（大阪地方裁判所第3民事部（大須賀寛之裁判長）。以下、「本判決」という。）がありましたので、ご報告します。

最も画期的であったことは、手錠等を施された姿を傍聴人の目に触れさせないようにしてほしいとの要請があった場合には、裁判長は、刑事施設と意見交換を行う等して、手錠等の解錠や施錠のタイミングや場所をどうするかについて判断するのに必要な情報を収集し、弁護士と協議を行う等して具体的な方法について検討して、刑務官等に指示する必要があることを、明らかにしたことです。

【事案の概要】

本件の原告らは、いずれも覚せい剤取締法違反の元被告人です。原告らは、自己の刑事裁判において、手錠腰縄を施されたまま法廷に入退廷させられることが、人格権や無罪推定の権利等の侵害になることを理由に、手錠腰縄姿を刑事法廷においてさらさないような措置を求める申入れを裁判官に対して行いました。しかしながら、いずれの裁判官も、原告らの申入れを容れず、原告らは、刑事裁判の法廷に手錠腰縄姿で入退廷させられ、その姿を傍聴人をはじめとする法廷内の人々にさらされました。原告らは、この取り扱いについて、名誉感情等の人格権、無罪推定の権利等を侵害されたとして、国家賠償請求を提起しました。

【本判決の内容とその意義】

本判決では、「現在の社会一般の受け取り方を基準とした場合、手錠等を施された被告人の姿は、罪人、有罪であるとの印象を与えるおそれがないとはいえない」「手錠等を施されること自体、通常人の感覚として極めて不名誉なものと感じることは、十分に理解される」とのべ、手錠等の使用自体及びそれがもたらす印象が消極的なものであることを認めました。

そして、その上で、「手錠等を施された姿を公衆の前にさらされた者は、自尊心を著しく傷つけられ、耐え難い屈辱感と精神的苦痛を受けることになる」ことを認め、「法廷において傍聴人に手錠等を施された姿を見られたくないとの被告人の利益ない

し期待についても法的な保護に値するものというべきである。」と判旨しました。

法廷において、傍聴人に手錠等を施された姿を見られたくない被告人の利益ないし期待が、憲法13条の見地から法的保護に値することを明らかにしたのは、本判決が初めてです。

さらに、その様な法的利益があることから、「裁判長は、勾留中の被告人を公判期日に出廷させる際には、法廷において傍聴人に手錠等を施された姿を見られたくないとの被告人の利益ないし期待を尊重した法廷警察権の行使をすることが要請され、被告人の身柄確保の責任を負う刑事施設の意向も踏まえつつ、可能な限り傍聴人に被告人の手錠等の施された姿がさらされないような方法をとることが求められている」と結論しました。裁判官が、法廷警察権を積極的に行使して、法廷内での手錠腰縄問題に関して、被告人の人権に配慮すべき措置をとるべきことを示したことも、初めての判決であり、今後の実務の取り扱いにとって、非常に意義のある内容です。

そして、異例なことに、「弁護士から手錠等を施された姿を入退廷に際して裁判官や傍聴人から見られないようにする措置を講じられたい旨の申入がされた・・・にもかかわらず、担当裁判官は、いずれの申立についても、具体的な方法について弁護士と協議をすることもなく、また理由も示さないまま特段の措置をとらない旨の判断をし、手錠等を施された状態のまま原告を入廷させ、また手錠等を使用させた後に退廷させたものである。これらのことからすると、本件裁判官らの執った措置は被告人

の正当な利益に対する配慮を欠くものであったというほかなく、相当なものではなかったといわざるを得ない。」と判旨して、各担当裁判官の行為を指弾しました。

【本判決が裁判実務に与える影響】

本判決は、刑事裁判を執り行う裁判官は、弁護士又は被告人から、手錠腰縄を見られないようにする申入れがあった場合には、手錠腰縄の解錠方法、タイミング等について刑事施設の担当者等情報から収集して、協議をする等して、可能な限り、手錠腰縄がさらされないような適切な方法をとる必要があることを明らかにしています。

そのため、今後、刑事弁護人が、手錠腰縄を見られないような適切な措置に関する申入れを行えば、裁判官は、何らかの対応を迫られることになります。

実際、この判決を添付して裁判所に申入れを行った事例では、全国各地の裁判所で、次のような措置がとられています。

静岡地裁沼津支部：被告人の出入口に衝立等を設け、衝立で囲まれた中で手錠腰縄の解錠・施錠措置をすることで、法廷内の人々に、手錠腰縄姿を見られないようにしました。本事例は、裁判員裁判での事例ですが、特徴的なことは、裁判官が在廷せずに、解錠施錠の措置が行われていることです。

大津地裁・大阪地裁：上記静岡地裁沼津支部と同様の措置が裁判官が在廷の上行われました。ただし、衝立で囲まれていたことから、事実上、裁判官が、被告人の手錠腰縄姿を目にすることはありませんでした。

宇都宮地裁・簡裁：傍聴人を在廷させずに、手錠腰縄を解錠又は施錠しました。特に、宇都宮簡裁では、裁判官を含めた訴訟関係者が入廷する前に、手錠腰縄の解錠が行われました。

【積極的な申入れ活動を!!】

法廷内に手錠・腰縄が施されたまま被告人が入退廷を強いられる取り扱い、明治憲法の時代から今日に至るまで行われている長い歴史をもつ問題です。私を含め、法曹関係者の誰もがこの扱いに異議を唱えてきませんでした。このような人権侵害が、眼前で行われていたにもかかわらず、見過してきたことは痛恨の極みです。

自分の人生をかけた裁判に臨もうとする被告人に、裁判所で屈辱的な思いをさせるわけにはいきません。今後、刑事裁判を担当される先生方には、是非とも本判決を活用いただき、全刑事事件で、手錠腰縄を使用しない申入れをしていただきたいと考えています。

なお、大阪弁護士会法廷内手錠腰縄問題PTでは、申入書ひな形を作成し、当番セットに同封すると同時に、大阪弁護士会会員専用サイトにもあげておりますので、ご利用いただきたくお願いいたします（大阪弁護士会会員専用サイト→書式・資料→手錠腰縄→手錠・腰縄を使用しない申入書（雛形））。

【おわりに】

法廷内での手錠腰縄問題弁護団は、青砥弁護士の事件をきっかけに、山下潔弁護士

の呼びかけで集められました。山下団長は、修習生の時に高齢女性の被疑者が手錠腰縄をされているのを見たときから、手錠腰縄の使用に関心を持ち活動されてきました。山下団長の呼びかけがなければ、法廷内での手錠腰縄問題に関して、弁護団員が集まることはなかったかもしれません。

本弁護団は、団長から「サイレント弁護団」と名付けられるなど、団長から反復継続して叱咤されてきましたが、団員は、団結してよく耐え、乗り越えてきたと思います。弁護団員の忍耐と努力、一途な信念が、大阪地裁判決につながったと思います。団長の功績は、あらゆる意味で大きく、また、弁護団全員には、お疲れ様をいいたい気持ちです。

法廷内での手錠腰縄問題弁護団は、大阪地裁判決を得て、一段落し、解団しましたが、今後は、弁護士会の活動を中心に、裁判所への要請活動を全国規模で展開し、裁判所での手錠腰縄原則不使用の慣行を作っていくことに力を注ぎたいと思います。

川崎 真陽 (60期)



木内道祥さんと
若手弁護士との座談会

元最高裁判事であられる木内道祥さん（27期）は、平成30年1月1日に最高裁判事を退官され、春秋会に帰ってこられました！令和元年7月12日、66期から68期までの若手弁護士5名（+1名）が木内さんとお会いし、座談会を開催いたしました。その模様をお届けいたします。

インタビュアー：浦寛幸（59期）、三宅由子（66期）、板崎 遼（67期）、
甲斐一真（68期）、戀田 剛（68期）、藤田一真（68期）



※座談会開催に先立ち、会場をご提供頂きました弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所の山田庸男さん（22期）も挨拶に駆けつけて頂きました。
お忙しいところありがとうございました！

1. 自己紹介

浦 それでは始めたいと思います。本日は皆さん、お忙しいところ、ありがとうございます。今日は、春秋会の会報に掲載する木内さんと若手弁護士との座談会を開催させていただこうと思います。

まず簡単に、皆さんからお一人ずつ自己紹介をいただきたいのですが、まず僕から、59期の浦です。よろしくおねがいします。

板崎 67期の板崎と申します。裁判所から職務経験で来ておりまして、今弁護士2年目です。よろしくおねがいいたします。

三宅 66期の三宅と申します。同じく、弁護士職務経験させていただいております。1年目です。よろしくおねがいします。

藤田 68期の藤田と申します。私も、三宅さんや板崎さんと同じ職務経験です。最初、宮崎に赴任しておりまして、今年の4月からきっかわ法律事務所でお世話になっております。よろしくおねがいいたします。

甲斐 68期の甲斐と申します。純粋弁護士です。よろしくおねがいします。

戀田 同じく68期の戀田と申します。梅ヶ枝中央法律事務所に勤めております。私も純血の弁護士です。今日は貴重なお話を聞かせていただきたいと思います。よろしくおねがいします。

2. 海外でのお話

浦 よろしくおねがいします。木内さんから、

ハーグ・ウィーン訪問記という資料をいただきましたので、まずはそのときの思い出話などを教えていただけますか。

木内 最高裁判事の任期中に1回は、こういう外国へ行く機会を与られます。私のときは、ハーグ・ウィーンへ行きますか、あともう一つの候補地という2つ選択肢があって、ハーグ・ウィーンのほうを選びました。

随行員で1人裁判官の方が一緒に行ってくれます。私の場合は、そのとき仙台地裁におられた56期の方でした。

ハーグもウィーンもそれまでに行ったことがあるのですが、地元の料理は、どちらもおいしくないんです。オランダはおよそだめだし、ウィーンっていうのは、まるっきりドイツ料理ですから。宿泊はハーグは1日だけれどもウィーンは5泊ぐらいありましたからミシュランの英語版のウィーンのところをコピーして持って行って、コンチネンタルと書いてあるところに行きました。コンチネンタルというのはフランス料理ですから。

戀田 ウィーンへ行ったのにフランス料理を探されたんですね。

木内 ウィーンは、お菓子は有名でおいしい、水もいいんです。ヨーロッパで水道の水を平気で飲めるのはウィーンぐらいなんです。だけど、料理は期待できないんです。

浦 具体的にはどんな料理がだめですか。

木内 クネーデルという握り拳ぐらいあるようなおだんごの料理があります。ドイツ料理の定番です。粉をこねて、中にレバーをまぜてあったりとか、いろんな味付けがあるんだけど、粉の練り物です。たとえばいうと、関西ではなじみがないけれど、でかいちくわ麩みたいなものです。

甲斐 ちくわ麩。

木内 ちくわ麩が丸く砲丸投げの球みたいになった感じのものが煮込んであります。

浦 例えば、イタリア行っても、出るサラダ、出るサラダで、何かバルサミコ酢しかかけてないみたいなのがあったりするんですけど、この調味料しか使ってないとかそんなことはあるんですか。

木内 バルサミコ酢は高価ですからそんなに使っていないと思いますが。

浦 私がイタリアに行ったらサラダに常にバルサミコ酢がかかってて、ほかにドレッシングないかなと思って。

木内 イタリア行くと、テーブルの上にオリーブオイル置いてあるでしょう。何にでもかけてる。てんぷらみたいな物、小魚のフリットっていうそういう料理にもまたかけてるからね。

浦 あんまり調味料のバリエーションがないイメージだったんです。日本の方が調味料のバリエーションが多いような気がする



んですけどね。

木内 日本はいろんな工夫するのが得意ですが、フランスの場合のグリーンサラダのドレッシングは、例のフレンチドレッシングと言われている、オリーブオイルと酢と塩というのがベースでほとんどがそれです。

グリーンサラダの作り方が肝心で、でかいボールに葉っぱを入れて、ドレッシングをちょっと入れて、ガンガンまぜる。皿に盛ったときにドレッシングが垂れるようでは多過ぎるんです。垂れないぐらいにうまく全体にまわりついているのがちょうどいいんですよ。

浦 こういう料理がおいしかったっていうのはありましたか。

木内 ウィーンでは、ましなのはグラシューですね。もっともこれはハンガリーの料理です。ウィーンのフランス料理を出す店で魚のマリネを頼んだところ、出てきた魚はどうみてもサバ（マッケロー）なんです。品書き（カルト）にはマッケローとは

書いていなかったんですが。このサバがおいしかったのが驚きでした。

3. 最高裁での事件処理について

浦 料理の話になってしまって申しわけないんですけど、せっかく木内さんに来ていただいていますので、いろいろ聞きたいこと山ほどあると思うのですが。

板崎 ニッチな疑問からで恐縮なのですが、特別抗告の処理はどのような体制になっているのでしょうか。私の経験では地裁や高裁では、準抗告当番、抗告当番があって、その日のうちに来た事件は何としてでも、何時になってもやるんだみたいな体制になっていますが、最高裁の特別抗告の処理というのは全くイメージが湧きません。上告・上告受理申立以外にも大量の事件が来ると思うのですが、どういうふうに対応されているのでしょうか。

木内 全く機械的に決まっている順番に配転していると思いますよ。どこが特別抗告を受ける小法廷ということはありません。

東京高裁の民事の抗告を受けるのは、2つか3つの部が何カ月かごとにローテーションでやっていますよね。

板崎 そうですね。

木内 大阪高裁だと2つの部が民事の抗告は全部受けています。最高裁は民事でも刑事でも特別抗告をどっかに固めることはないですから。

それから、特別抗告でも刑事は刑訴 411

条の著しく正義に反する場合の職権破棄の準用があることが昭和 26 年以来、判例になってるから、憲法違反じゃなくても職権で破棄があり得ます。民事は、上告に対する職権破棄の規定民訴 325 条 2 項が特別抗告でも準用されうるけれど、それは極めて例外的だという解釈になっていますから、よほどのことでないと特別抗告では職権破棄はしません。

そうなると、民事の特別抗告は憲法違反しか駄目ということになるわけです。民事の特別抗告は家事審判に対する即時抗告、それに対する特別抗告が多くて、監護者の決定、面会交流などは家裁の判断を高裁がきわどいところで変更しているのが結構あります。だけど、とにかく憲法違反じゃないと特別抗告の理由が立たないから、だめという決定をするしかないことになります。ですけども、家裁と高裁の判断の違いところが面白くて、よくよく読んでメモに残したりしていました。

戀田 家事事件の特別抗告、何度かやったことありますけど、13 条違反、14 条違反とか、何とかこうこぎつけて書いてましたね。

木内 最高裁にくる事件は、数でいうと、三下り半で終わらせる事件が大部分なわけです。調査官段階で、事件の最初の振り分けをして、裁判官が集まって合議せず持ち回りで決裁して三下り半で終わることになるだろうという事件は「持ち回り事件」となります。

ひっくり返す可能性がある、あるいは論

点が重要だとか、著名な事件なので、調書で終わらせる三下り半ではなくて中身のあつ判決書にするかもしれないと見込まれる事件は、5 人の裁判官が集まって合議する「審議事件」となります。そういう分類になって届きます、我々のところへ。

もちろん、三下り半で終わらせる見込みのものでも、裁判官が読んでいて、いや、これはやっぱり審議事件に回しましょうというのがあります。

その三下り半の見込みのものが、1 日に十数件ぐらひは届きますからそれをこなさないといけない。こなすんだけど、読んでいておもしろい事件はメモを取ります。一審の裁判官は誰で、高裁の裁判官は誰で、代理人は誰でということ、こういう内容の事件で、一審はこう言って、高裁はこうやってひっくり返してる。ひっくり返すのはごもつともだとか、です。

高裁のひっくり返しのごもつともでない、おかしいとなると持ち回りにはなりませんから、審議事件に昇格させます。そういうメモをとっていると結構たくさんたまってきます。この前、2 月に大阪地裁の民事部で裁判官にお話しするというとき



に、そういう三下り半で終わらせた事件から拾ってきたおもしろい事件について話をしました。

例えばこんなのがありました。監護者指定の申立の案件です。別居中ですがお父さんと同居している子についてお母さんのほうから監護者指定の申立があって、もちろん自分、母親を監護者としてほしいという申立てです。一審の審判書を読んでいると、監護者を指定する必要があるという認定をし、監護者としては父親が適当であるということを書いた上で、主文が「本件申立を却下する。監護者として相手方を指定する。」となっています。その主文を高裁が直しています。本件申立を却下するという部分を消して「監護者として相手方を指定する」となっていました。

一審のどこがおかしいかと言うと、本件申立を却下したら事件はなくなります。では、職権で監護者指定の事件を立件したのか、そんなことはできるはずはありません。

非訟事件だから、自分を監護者にしてほしいという申立人の申立てをいれられないということを書いた必要はなく、監護者として相手方を指定するとボンと主文に書けばいいんです。それを、変に考えて、申立人の申立を蹴るとしないといけないと思ったのかな。何か、これはちょっとひどいミスよねと思ってメモを取りました。

ただし、このような話を弁護士にしてもわかってこないんですよ。ひどいミスだというところが。

4. 事実認定について

浦 今少し話に出たんですけど、1 日十数

件処理しないといけないということは、あの記録をずっと全部読むんですか。それ1日、十数件分。

木内 記録の全部は読みません。

浦 そうですか。

木内 甲1から全部、乙1から全部見るということはしません。

一審、二審の判決と上告理由書とを読んで、引用されている証拠、気になる証拠は見ます。引用されている以外に、関連しそうな証拠がないかと証拠説明書をズーッと見て探すことはします。原審の認定事実のその根拠になる証拠が引用されていないし、探しても見つからなくて、担当調査官にどこからこの認定が出てくるのか、あらためて調べてもらうということもありました。

一審、二審の判決を読んでいて、重要な決め手となりうる事実認定があって、そこに甲何号証と引用があるので、どんな書証からこのところの認定できたのかなと思ってそれを見ると本人の陳述書だったりすることがあります。裁判所は心証をとるときは本人の陳述書からでも心証をとるのだなと思いましたね。

三宅 流れが自然だからとかですかね。

木内 事象の展開の流れの合理性は必要ですね。ただ、事実認定ですから、よほど不合理でない限り、ひっくり返せません。

医療過誤の事件で、職権破棄したのがあ

ります。一審が請求棄却、つまり患者敗訴。二審が慰謝料1000万円を認容してる事件です。脳の奥の松果体にあるがんの摘出手術で、全摘できず亜全摘に終わったところ、術後出血による血腫が生じて、結局、重大な後遺症が残った。術後出血が起こって血腫ができてるということをいつの時点で把握すべきだったかという、ここが争点です。高裁はなぜそういう血腫ができるかというところの経過を詳しく認定してるんだけど、それに沿うような証拠が見当たらない。推論にしてもその根拠がわからない。この時点で術後出血を疑うべきなのにそうしなかったとして過失を認めているのに、その疑うべき根拠がわからない。過失の前提事実の認定がおかしい。

事実認定ではひっくり返しにくいんだけど、この高裁は、もしそのときに術後出血を疑って処置をしていれば重大な後遺症が残らなかったであろう「相当程度の可能性」を認定していない。高裁は認定しないまま慰謝料1000万円を認めていました。

ですから判例違反ですね。判例違反という上告受理事由があるのだけでも、病院の代理人が、上告受理申立はしているものの、この点の判例違反を理由にしていない。実際にされた上告受理申立の理由は、死亡事案の判例の慰謝料が200万円、重大な後遺症のこの事案の慰謝料が1000万円であって高すぎるという判例違反でした。

そこで、期日を開くことにして期日前釈明をしました。相当程度の可能性という問題についてはどう考えますかという釈明をしました。患者の代理人はわかっていて、高裁判決はそういう言葉使っていないけど

も、実は相当程度の可能性があることを認定してるんだという書面が出てきました。病院の代理人がわかっているのかどうか、相当程度の可能性の認定がないということよりも、事実認定についての不服を主に書いてきていました。

受理できる上告受理理由が主張されていないから、上告受理して破棄することができない。上告もされていたから、民訴325条2項によって、職権破棄をしました。判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があるときの職権破棄です。



5. 上告理由と上告受理申立理由について

浦 上告受理申立だけっていうのもあるんですか。

木内 あります。

浦 あるんですか。

木内 本来そうすべきですね。憲法違反はなく、他の上告理由もないのなら。

浦 まあそうですね。

戀田 憲法違反を無理やりつけて出すのはどうなのでしょう。

木内 上告受理申立だけすべきですよ。

戀田 確かに。

木内 両方しているのだけでも、中身が全く同じというのがあります。上告理由書と上告受理申立理由書の中身が全く同じというのがあります。

全く同じでも「上告代理人」というの「上告受理申立代理人」では字数が違うから行がずれてきます。だから、パッと見ても全く同じかどうかわからない。なにか違うところがあるのかなと読んで結局同じなんです。

甲斐 ああ、なるほど。

木内 それだったら、もう「全く同じです」と書いといてくれたらいい。そしたら、片方しか読まないでいい。

板崎 「上告代理人とあるのは、上告受理申立代理人と読み替えるものとする。」みたいな読み替え文言を入れておくのも手ですね。

木内 上告理由書でも、上告受理申立理由書でもいいんだけど、原審の判決の要約を延々と書くのはやめてほしい。判決はキチンと読んでいますから。読んでいたら同

じ言葉、センテンスが出てきて何かと思ったら主張ではなく、原審の要約をえんえんと書いてあって、その後でやっと自論が始まるのは困ります。

不服理由を書くについての準備として原審判決がどう言ってるのかというのを理解するためにリ・ライトするというのはわかるんだけど、理由そのものの中に書かれると前読んだことがまた出てくるだけですから。

浦 判決の要約は全く書かなくていいということですか。

木内 書くなら原審がこう言ってるというのをまあ二、三行書いて、それに対して反論を展開する、また原審でこう言ってるというのを二、三行書いて反論するというふうなものにしてもらわないと、原審がこう言ってるというのを何ページも書いてあると全く無駄です。

浦 分量についてはいかがですか。

木内 100ページ超えるような書面が出てくると、これは依頼者向けに書いてるなと思います。

戀田 うん。なるほど。

三宅 同じ日付で依頼者向けの準備書面と本当に裁判所に訴えたい準備書面と分けることもなくはないと思うんですけど、そういう形を出したほうがいいですか。

木内 とにかくページ数を多くしたいとい

う狙いがわかるような書面はやめてほしいということです。

それから、ページ数が多いと要約をつけるとなってるでしょう。

戀田 ありますね。最初につけるといいます。

木内 要約がそれを読んでも何がいたいのかわからないものがあります。

多分、期限ぎりぎりまで長い理由書をつくって、残ったわずかな時間で要約をつくらないといけないからとやっつけ仕事でつくるからそういうものになるのですが、要約になっていません。そこだけ読んだらスパッと主張の筋・ロジックの流れがわかるというようなものになってなくて、単に目次を並べただけみたいなものが要約として冒頭にあることが結構多い。それだったらつける意味がないんです。

理科系の論文は、頭のところに要約をつけるのがルールになっています。我々も論文や主張書面を書くときに、要約版をせいぜい2ページぐらいにおさまるようにつくと、ロジックがすっきりします。最初に長々と書いていったものには、あれもこれもと書き込んでいくから、ロジックからいうとスッキリしないとか枝道に入ったものも書いてしまうのだけでも、要約版をつくとロジックがすっきりしていないことがわかることがあります。それで、長く書いたものを書き直す。要約版というのはそういうふうにやってみると、非常に役に立つんです。すっきりしてるかどうか、ロジックが通ってるかどうかの検証です。

そういう要約をつけてもらわないと、そ

れだけでは読んでもわからないような要約つけてきてもらっても意味がない。

浦 書く順番として、最初に要約つくったほうがいいですかね。長いやつを要約するとやっつけ仕事になってしまいがちとか。

木内 それは書く人の頭の構造なんですよ。私は思いついたことを片っ端から書いていって、その並べ方を考えて、並べ替えしながら一本のものにする、それから要約版を作って、その作業をしながら本文を直すというようにやります。最初にするのは要約ではなくて、テーゼをいくつか並べる程度です。

判決・決定に個別意見を書く場合、それが出来上がるまでということ、こうなります。記録を読みながら思いついたことをバアッと書く、調べたことをまた書く、参考文献を読みながら参照できそうなところを書き出す、そういう作業を準備ノートとせずとしていって、私がこの事件をどう考えるという審議のためのメモ（審議メモ）をつくって、他の裁判官に回して読んでもらった上で合議する。この事件について個別意見を書くとなると、その審議メモに手を入れて個別意見にできることもありますが、それよりも、それまでの審議メモとはまったく別を書くことの方が多い。逆にいうと審議メモは判決文にしようというつもりはなくて書いています。個別意見の原稿ができると、担当調査官に渡します。調査官からはときどき注文がきます。もうちょっと短くしてくれとか。短くしよう

とすると、さっき言ったように、やっぱり無駄だから省けるよなというようなのが結構あったりしますね。調査官に削られたという有名な話は、福田博さんという外務省出身の裁判官の方がおられて、一票の価値の選挙訴訟で個別意見を書いておられますが、自分の書いた個別意見の原稿に調査官がバツ、バツをしてあって、最後の、よって何々であるという数行だけが残って返ってきたというのを福田博さんが回顧して書いています。

浦 すごいですね。

三宅 調査官ってそんなに発言力あるんですか。

木内 こんなに削られたという話は、福田さんが書いておられますが、ほかはそこまでの話は聞きません。ただ、ここまでは書き過ぎではないかという指摘をされることはあります。当該事件のことではなくて、こういう場合にはこうなるとかいうところは、もう少し手前のところでおさめてもらいたいということがあります。

三宅 それはやはりその最高裁としての意見として出るからということですか。

木内 当該事案と違うところの展開をどこまで書くかということですね。

6. 補足意見や少数意見について

戀田 今ちょっと個別意見のお話があったので、特に補足意見、どういったときにど



のような狙いを持って書かれるんでしょうか。

木内 少数意見のときは書かないといけません。多数意見に反対なんだから、反対という結論を言って理由を書かないのはあり得ません。必ず書くわけです。少数意見は自分の考えをスッと書けばいいから、もちろんできるだけ説得力あるように書くように工夫はするけれども、思ったように書けばいいので楽なんです。

補足意見が難しいんです。結論も理由も違わないから補足意見なのであって、結論が違えば「少数意見」、理由が違うのなら「意見」です。補足意見として書く以上は、理由も違ってはいけません。けれども、補足するのだから、多数意見にプラスするものがないと補足にならない、多数意見とまったく同じことを言ってるのでは補足意見を書く意味がない。だから、その書き方が難しいのです。

多数意見には盛り込まれなかった点を補足意見として書くのだけれども、書こうかなと思って、うまく書けるかどうかと書く必要性の点から、書かないままになった

というのが結構あります。

7. 上告・上告受理申立てをどうやって取り上げてもらえるかについて

甲斐 弁護士として非常に気になるのは、やはり上告・上告受理申立てを取り上げてもらえるかというところだと思います。三行半あるいは審議事件の区分けですが、やっぱり上告理由書といいますか、書面自体をぱっと見たときに、これは踏み込むべきだという、何か類型的特点があるのでしょうか。

弁護士として上告するときは審議されてほしいわけなんですけど、なかなかうまくいかないなというところがあります。ずっと従前より法律論が盛り上がった問題であれば当然そうだと思うんですけど、それ以外に。感覚的にはどういうところで、三行半か審議事件かの差があるのでしょうか。

木内 上告理由書や上告受理申立て理由書を読んでこの事件をどう考えるかについてのアイデアが得られる、それが読んだ成果ですが、成果があるかどうかというと必ずしもそうではない。なぜかという、繰り返していることが多い、控訴理由書と同じことを書いてあるというようなことが多い。やはり、それまでとは違う目で見てもらわないといけません。原審が維持できないのではないかと思うのは、判決文を讀んでいて弱いところ、ロジックがおかしいところがあるからというのが多いのです。

上告（受理申立て）理由書は、高裁判決のおかしいところを新しい目で指摘すると

いうことでやってほしい。一審からずっと主張していて、一審でも、二審でも裁判所が十分反論・反証を用意して排斥してあるところを、もう1度、同じロジックで上告審でいわれても、ひっくり返すほどのものにならないでしょう。

甲斐 なるほど。もう一つ、なかなか上告が難しい中でも、経験則違背というのを書くことがあるんですけど、経験則違背が書いてあるときの率直な感想を教えてくださいませんか。

木内 経験則違反というのは結構難しいです。そういう経験則があるのかどうなのかというあたりからはじまりますから。

浦 難しいですね。やっぱり。

木内 むしろ、法令違反のほうに持っていけたほうがひっくり返しやすいですね。法令解釈の誤りに持っていけるような言い方ができないのかと。

甲斐 なるほど。

木内 そのほうが事実認定を経験則違反だというよりは、ひっくり返す理屈としては通りやすい。

浦 うん。なるほど。

木内 ただ、ひっくり返したいと思うかどうかには実質論があります。皆さんでも地裁よりも高裁のほうが、結構、実質論で決

めていると感じませんか？高裁になると裁判官の判断の自由度があるという感じがします。理屈は後からでもというような感じのところ結構あります。

浦 確かに、地裁と高裁とで判断が変わっていると、やっぱり事件の筋の読み方がちょっと違うのかなと僕は感じる時があるんですよ。

木内 理屈だけでポンポンと進めて結論という判決を地裁がして、高裁はもうちょっと実質論で決めてるんよねというところがありますね。

浦 じゃあ最高裁も高裁とは違う筋の読み方だからひっくり返るとかそういう話になるんですか。

木内 筋の読み方というより、実質論・実質論保護性ですね。高裁の理由付けはおかしいけれども結論はそれでいいから不受理・棄却で終わらせるというのは珍しくないし、実質論として結論が是認できないから破棄の理由がないかどうかを考えるということもあります。

8. 差し戻しについて

藤田 私が裁判官として事件を担当していた際の疑問なのですが、例えば業界の特殊な話であるとか、なかなか実情がわからないという経験が度々ありました。地裁であれば、当事者に聞いたり、専門家を入れたりといった自由度があって、対応することができていました。これに対し、事件が

最高裁にかかった、ただ1審・2審段階での実質論が足りてない、実情をもう少し知りたいなと思ったときに、どのように対応をされるのでしょうか。

木内 このところを調べてほしいという場合は差し戻しですね。

藤田 はい。

木内 もちろん破棄する理由がないと差し戻しはできませんから、破棄すべきかどうかというところの判断のために実情を知りたいというのは当然あります。とはいえ、知見として調べることはできても、事実調べはできませんがそれは仕方ない。

三くだり半で終わらせた中では、こんなのがありました。ジュースをつくる会社が製造したジュースを運送会社に渡す、運送会社は自社の倉庫に置いておいて、注文があり次第に納品先に出荷するというやり方をしていた。倉庫で第三者の放火で火災が発生し、ススをかぶったりしたので在庫のジュース全部捨ててしまった。損害賠償請求の訴訟をジュース会社が起こしたところ、請求原因が運送契約と倉庫契約の二つの契約があって倉庫契約に基づく損害賠償とされていた。運送会社は倉庫契約は存在せず一本の運送契約であると争った。一審判決は、倉庫契約は存在しない、よって請求棄却というものだった。控訴理由書になって、やっと、どんな契約だろうと運送会社が預かっていて火災が発生して損傷したのになぜ損害賠償認められないのか、運送契約だとしても責任があるじゃないかと

いう主張が出てきた。高裁は運送契約であって運送品の損傷について運送人が注意を怠らなかった証明がなかったとして損害賠償を命じた。

この事件で、まず、一審が運送契約だとすると責任論はどうなるのかという釈明をしなかったのがおかしいでしょう。商法の規定でも運送契約でも倉庫契約でも十分な注意を払ったという立証がないと損害賠償というのは同じです。

責任論は高裁の判断でいいのだけれども、問題なのは、損害論です。ジュースを全部捨てているから約3400万円の損害の請求です。高裁が認めたのは、ジュースの箱を積んでいるパレット単位で、煤がついてるなどの損傷のある箱がある分は損害として認めるとして約160万円しか認めなかった。ジュースという食べ物ですから、倉庫に火災が発生して、焼け残りを出荷したと言われるわけにはいかない、全部捨てざるを得ないというのも、相当程度にもっともだという気がします。食品流通業界での商慣習といえるものがあるかどうかわかりませんが、そのあたりを争点にして証拠調べをすべき事案ではないかと思いました。実際には、責任論に終始してしまって高裁でも損害についての主張が交わされてはいません。争点になっていない損害論の審理が足りないから破棄することはできませんし、高裁の判断が不合理ということもできませんから、三くだり半で終わるしかないのですが。もちろん、商慣習といえるほどのものがあるかどうかはわからないし第三者による鑑定的なものができるかもわかりませんが、せめて当事者が業界の実情を

述べることはできたでしょう。

三宅 最低限、陳述書で対応するという方法も考えられますよね。

木内 そう思ったのだけど、結局、高裁でも損害論やっていません。



9. 最後に

浦 時間も迫ってきました。もっといろいろとお聞きしたいことはあろうかと思いますが、そろそろ終了したいと思います。今日は本当にとても勉強になりました。

何か皆さん一言ずつお願いします。

戀田 貴重なお話を聞かせていただいてありがとうございます。本当に今聞いた事件の種類だけでも、行政事件、刑事事件、商事取引など本当に幅広く、木内さんの対応された事件の懐の深さがわかりました。

特に、特別上告などは私も結構やったりするので、本日の御意見踏まえてシャープに論理を展開した要約書を書けるように頑張ろうと思います。ありがとうございます

た。

甲斐 興味深いお話をありがとうございます。このようなお話を直接伺うことができ、春秋会に入ってよかったなと思った次第です。最高裁に挑んでいくというときは、特別な思いで書面を書いている中で、なかなかひっかからない、それをどうしたらいいかなというのがすごい悩みの種でした。今日の話は非常に参考になりました。シャープな理由書を書けるように頑張りたいと思います。今日はありがとうございました。

藤田 ありがとうございました。個別の事件について、いろいろと印象深く語っていらっしゃる木内さんを拝見し、私自身、各事件に対する検討の深みが足りていないのだと感じまして、今後精進していこうと決意を新たにしました。どうもありがとうございました。

三宅 今日はありがとうございます。かなり実質的な観点、見方に踏み込んだ御意見をいただいて、大変興味深く聞かせていただきました。

今日、お話しいただいた中で、自分の中で活かせるものがあるとすると、要約をつくらうということです。何かを構成して、例えば主張をしていくにしても、その実質をしっかりと見きわめるためのやり方として、要約を作ってみるというのは今後試してみたいなと思いました。ありがとうございました。

板崎 私はあと1年もたたずに裁判所に戻

る予定です。理屈・理論の点が重要であることは間違いありませんが、上訴審あるいは上告審から見たときに、実質が見られていない理屈一辺倒の判決だと言われないような、実質に踏み込んだ判決を書けるような裁判官になれたらと思っております。ありがとうございました。

浦 ありがとうございました。本当に勉強になりました。弁護士側としても、高裁の判決の弱いところを突かないといけない、自分の言いたいところだけを言うだけではいけないということを実感でき、非常に勉強になりました。

引き続き、こういう会合の企画だけではなく、春秋会の研修委員会の研修でも、もっとディープな話をさせていただければと思います。これから第2部「お肉を食べる会」へ移りますが、会報誌に載せられないような、さらにディープなお話がたくさん飛び出すのではないかと思います。木内さんありがとうございました。またよろしく願います。

一同 ありがとうございました。



あとがき

木内さんといえばお肉！ということで（木内さんからは、牛肉の部位をフランス語で何というか、以前教えて頂いたことがあります。）、この後、第2部「お肉を食べる会」が市内某所にて開催され、木内さんを選んでいただいたワインとお肉で食の幸せを感じながら、オフレコ満載のディープなお話を伺いました。

木内さん、本当にありがとうございました！

業務に役立つシリーズ



（破産篇）

～若手会 破産研修 ご報告～

1 はじめに

春秋会若手会では、4年前から、弁護士1年目を対象とした破産研修を行っています。管財人OJTで複数名の若手弁護士と接する機会がありましたが、みなさん、破産申立ての経験が全くないか、仮にあったとしても、かなり少ないという現状でした。

私が弁護士1年目のときには、破産事件の件数は結構あったのですが、大阪地裁の破産申立て件数をみると、約10年前に比べて、半減しているようです。また、弁護士事務所の特徴として、近年は、取扱事件の特化が進んでいるようにも思います。

こういった影響からか、若手弁護士が破産事件を担当する機会も少なくなっているように思い（若手会の要望がある限りですが）、継続的に破産研修を実施しています。

なって収入が得られなくなり、破産申立てに至るという架空の事案（あくまで架空です）を想定しています。

この事案は、同時廃止申立てをしたのですが、不動産があることと、寧々さんと離婚した際に財産分与として渡した金銭が問題となって、管財移行したということで、同時廃止と管財の記録が一緒になっていません。

参考記録は、さっと読む限りでは、問題がなさそうですが、細かくみていくと、「この借金って本当に生活費でできたもの？浪費があるんじゃないの？」とか「保険目録の月額支払合計額と、家計収支の保険支払額が違うから、他に通帳があるんじゃないの？」など、突っ込みどころがあるように仕上がっています。

研修の中では、同時廃止と管財事件の大きな流れを説明した後、参考記録の問題点を指摘して、裁判所や管財人から突っ込まれる可能性があるということを説明させて頂きました。

2 事案の概要

この破産研修で取り扱う参考記録では、豊臣秀吉（旧姓：羽柴）さんが、住宅ローンを組んで不動産を購入し、また、寧々さんとの間に子ができなかったことから、秀次さんを養子として迎え高額な大学費用を負担していく中で、淀さんと浮気をしてしまい、二世帯を養わないといけない状態に陥って借金が増大化した挙句、うつ状態となってしまったがため、仕事ができなく

3 注意すべき点

その後、同時廃止申立、管財申立において、注意すべき点などを、具体例を踏まえて説明いたしました。破産事件では、主に、①財産調査、②免責不許可事由の有



が50万円を超えていると管財になるとか、保険や自動車などの個別財産のうち1項目でも20万円以上だと管財になるなどという基準です)を十分理解しておく必要があります。また、法人代表者や事業主の場合、免責不許可事由が重大で管財人による免責の調査・観察が必要な場合も管財になります。

無、③否認対象行為の有無、④同時廃止か管財かという手続き選択、この4点についてよく検討する必要があります。

例えば、財産調査についていえば、自動車税の滞納がある→自動車があるかも?→自動車があるなら自動車保険があるかも?→自動車保険があるなら自動車保険の保険料の引き落とし口座があるかも?→ほかに口座があるかも?というように、記録全体をよく吟味すると、新たな財産が発見されることもあります。

免責不許可事由については、浪費、偏頗弁済、詐欺、廉価売買、虚偽報告、財産隠匿などがあるわけですが、例えば、借金の原因をきくと、「生活費不足」と依頼者は答えることがしばしばあるものの、よくよく話をきくと浪費が発見されるということもあります。

否認対象行為の有無については、弁護士受任直前・直後に親戚や友人に返済をしている場合などが考えられますが、通帳の記載から発見されることがよくあります。

そして、同時廃止か管財かという手続き選択の場面では、同時廃止・管財振り分け基準(例えば、現金・普通預金の合計



4さいごに

研修では、もっと突っ込んだお話をたくさんさせて頂きましたが、紙面の関係上、割愛させて頂いています。破産事件のことがよくわからないという方は、会派・無所属にかかわらず、是非、春秋会の破産研修にもご参加いただければ幸いです。個別のご質問などありましたら、私であればお答えいたします。そして、春秋会の研修に参加してみたい!と思われた方は、最寄りの春秋会員か浦(TEL06-6365-5688 FAX06-6365-5453)までご連絡ください!



日本全国鉄道の旅

(総集編)

～でんしゃがすきです～

広瀬元太郎 (60期)

平成30年4月14日、昨年の激務を終えた2018年度春秋会執行部の面々とともに、福岡県北九州市八幡東区八幡駅からタクシーに乗った。目的地は、駅の南約2キロのところにある皿倉山ケーブルカーの山麓駅。ケーブルカー乗り場には、青色のケーブルカーが停まっている。午前11時ちょうど、青色のケーブルカーは、山頂への1.1キロ、最大斜度27.5度の山道を登り始める。



平野さんは、周りの乗客に、私がここで日本の鉄道全線を完全乗車することを吹聴してまわっている。中森さんは、執行部の誰かにいたずらで背中にシールを貼られながらも祝ってくださっている。田村さんは、スカートをケーブルカーの扉に挟まれながらも笑っている。みんな祝ってくれている。

ケーブルカーの走行時間は短く、5分後の11時05分。私は、中学生時代からの目標を達成することができた。平野さんは、持ってきたギターで「岬めぐり」を演奏し、みんなで歌った。鉄道とは関係ない、どちらかというバス歌だが、ここに沁みた。

幼稚園のころからプラレールで遊んで



いた記憶があるが、「乗り鉄」の世界に突入したのは、小学生のころ、電車好きの親戚のお兄ちゃんから時刻表をもらったのがきっかけだ。昭和50年3月号日本交通公社の時刻表と明確に覚えている。このときもらった時刻表は無くなってしまったが、大人になってからバックナンバーを買ったので、この号は今も書斎にある。

当時小学3年生だった私は、この時刻表を見て、日本の広さを初めて知った。当時の意識としては、遙か彼方であった北海道の「釧網本線」とか九州の「指宿枕崎線」の欄を見ては、いつかは行こうと思っていた。

中学生になってある程度遠出が許されるようになってからは、関東や東北にも足を運んだ。今残っている記録によれば、中学生から高校生の前半にかけて、かなりの距離を乗ったことがわかる。この勢いで乗っていたら、大学時代にはJR(当時は国鉄)全線を乗り終えていたかもしれない。

しかし、高校3年から20年間ほどの長い休眠期間が発生してしまう。

今でこそ、鉄道趣味はメジャーなものとなり、「鉄子さん」など女性の趣味人も旅先で見かけるが、昭和から平成の前半にかけては、社会的にかなり暗い趣味として扱われていた。暗い趣味でもやり続ければいいのではないかとの声もあるが、決定的にまぎれずいのは、「もてない」ということである。

当時思春期だった私はやはり人並みにもてたかったので、自動車などを所有し、鉄道ファンであることを隠して生きてしまった。妻と結婚した時もこのことは秘匿しており、司法修習のころに鉄道趣味を復活さ



せたときに、「でんしゃ好きだったん?聞いてない」との反応があった。この暗黒期間で何よりも悔しいのは、平成初期に廃止になってしまった北海道のローカル線に乗らなかったことである。私は、当時北海道大学に在籍しており、乗ろうと思えばいつでも乗れたのに…。特に、標津線とか天北線とか魅力的な路線を乗り残したのは痛恨である。タイムマシンがあれば説教に行きたい。

結婚後は、建前上はもてる必要はないのであるが、就職した会社が忙しかったり、その後会社を辞めて司法試験を受けようなど思ったりしたため、乗り鉄を復活させるのは、司法修習のころとなる。単身赴任であった司法研修所の土日は暇だったので、房総半島を一周したり、青梅線に乗ったりしはじめた。ただ、復活初期であったために、それほど乗りまくってなかったことが悔やまれる。



全線完全乗車ラストスパートの時期である平成30年秋から冬にかけて、ひたすら東京の地下鉄に乗りに行っていた時期があった。上野動物園のモノレール(0.3キロ)を乗るためだけに日帰りで出かけたこともあった。二回試験の勉強などしていないで、この時に徹底的に地下鉄に乗っておけば、もう少し楽であったと反省している。

このような紆余曲折があったものの、本日時点で、乗っていない鉄道はない。残区间キロ数0.0キロである。今後どうするかの問題がある。

少しずつではあるが、新しい鉄道が開業していくので、乗る鉄道がなくなるということはない。次の新線開業は、今年の10月1日、沖縄ゆいレール(首里ーてだこ浦西:4.1キロ)延伸の日である。4キロのために、那覇まで行くのであるが、当然別のこともするのでこれは楽しみである。ただ、新線開業は、せいぜい年に2、3区間

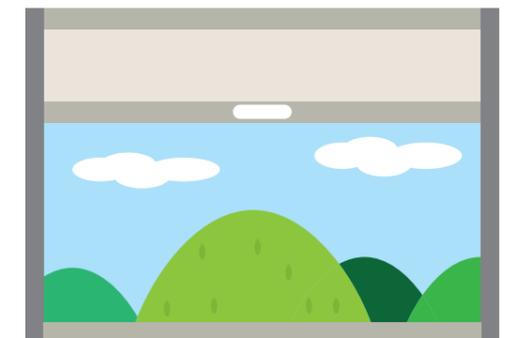
しかないで、今までの勢いからすると少し寂しすぎる。別に、2回目に乗ればいいのではないかと思うのだが、あのころの情熱が湧いてこないのだ。そして、鉄道が絡まないと、旅に出る気が湧かないのである。

今まで、鉄道完全乗車をした先輩の多くも、完全乗車後の鉄道ロスに苦しみながらも次の道を見つけて行った。次の道の選択肢として考えられるのは、世界である。しかし、世界鉄道完全乗車は、ハードルが高すぎる。さすがに、これを実現した人は皆無であると思われる。アメリカの地下鉄全線乗車とか、コストの割につまらなさすぎる。

そこで、とりあえずは、世界の鉄道が存在する国に行って、その鉄道に10キロ以上乗る、ということを次の目標としよう。これでも、カメルーンとかにも行かなければならず、ハードルはそこそこ高いが、実現可能性はある。

ひとつの目標を達成して、次の目標ができた。そして、旅も続けられる。

♪ せんろはつづくよ どこまでも
のをこえやまこえ たにこえて
はるかなまちまで ぼくたちの
たのしいたびのゆめ つないでる



弁護士40年を振り返って

40年を振り返って

齋藤 ともよ (31期)



弁護士生活40年は、弁護士会の新年会の表彰に始まり、3月には大阪で31期の40周年記念会が開催され、心身共に円熟期の同期と回顧的な会話が弾みました。

登録当初から、交通事故、環境問題、次いで、自己破産、任意整理などのサラ金事件、金や株式の先物取引などの投資被害事件と、社会と緊密にかかわる大型事件の弁護団に参加して、先輩弁護士から知識や弁護士のあり方を学びつつ、それが弁護士会の委員会に繋がるのを体験できた、楽しく、幸運な若手時代でした。

当時、相談者から、弁護士さんに会うのは初めてですとか、女性の弁護士の存在自体が珍しいと驚かれるのが通過儀礼でした。

実際、500人の修習生のうち女性は40人で、大阪の8人は急増でした。その数の力は、働く女性が結婚・出産で

退職を強要されない全国的な取り組みの一翼を担いました。1985年に男女雇用機会均等法で婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が明記された後も、当時の婦人少年室に差別是正を申し立てたり、差別賃金是正の裁判を起こして実効性を高めました。

中堅に差し掛かった1995年9月、後に、東住吉実子放火殺人冤罪事件と呼ばれる事件を担当しました。私は、修習開始と出産・育児が同時進行でも、できたばかりの当番弁護士に登録していました。本格的な否認事件の経験はなかったのですが、逮捕翌日の接見で、被疑者のやっていないという訴え、10坪の家で、ガソリン7リットルを撒くという自殺行為で撒いた本人も隣の部屋の被疑者も火傷一つしていない状況、医療過誤事件で関わる死亡原因などに加え、娘を持つ母としての愛情が伝わり、無罪の弁護活動を始めました。

幸い、多くの弁護士、支持者の支援で2016年に再審で無罪となりましたが、この事件の再審開始決定が出た1週間後の2012年3月に、同じ東住吉区で、逮捕された歯科医夫婦から接見を求められ、後に、東住吉実母傷害致死

事件と呼ばれる裁判員裁判も担当することになりました。暴れた母を制止しようとしただけだという被疑者の訴えは、同じように認知症が出始めた私の母と重なって理解できました。1審では、懲役8年でしたが、2015年の控訴審判決で母が認知症で暴れた可能性が認められ、暴行罪として罰金刑となりました。

いずれも、私の体験や生活実感が事件にかかわる背景にあり、どちらも大変重たく、悩み続けた事件でしたが、私が弁護士を志したきっかけが何度も思い出されました。高校時代に、友人のお母様である佐々木静子先生にお会いして、関西初の女性弁護士として、男性と差別されないこと、その当時、担当しておられた八海事件に力を注いでいるというお話を聞きました。

その後、刑事の冤罪事件に関与するなど予想もしていませんでしたが、当番弁護士として事件を担当し、冤罪を

確信したからには、諦めることなく、弁護活動を続けるつもりでした。私の弁護士人生が尽きる前に、再審無罪となり、後は、関心の赴くまま、弁護士人生を全うしたいと思っています。

今後は、女性が安心して働くためには、子どもを預ける保育所が安全でなければなりません。認可外保育所は、保育士の配置が十分でなく、死亡事故が絶えないので、保育所だけでなく、行政の指導監督権限の不十分さについて責任を追及する訴訟や、日弁連の相談センターの動画で取り上げられている、産休明けの女性に対するパワハラにも力を注ぐつもりです。さらに、弁護士過疎問題も、単に弁護士の数の過疎ではなく、質的な過疎の解消として、女性弁護士のゼロワン解消（地域に女性弁護士が少なくとも、2人以上）の課題にも関わっていければ良いなあと考えています。

弁護士40年

福本 富男 (31期)



弁護士になったのは昭和54年4月、29歳のときですから、40年たつと当然ながら69歳になりました。40年に特に意味はなく、続

けていれば誰でもいつかあります。まことに「年齢（トシ）と新聞紙（シン

ブンガミ）は知らんうちに溜まりよる」というやつです。

私たちの学生時代は学生運動が激しくて、私も当時はマルクスボーイでしたので、会社勤めなどする気がなく、自由業にあこがれ、社会的な課題にとりくめる弁護士になろうと思って、23歳で結婚した同い年の妻に扶養してもらいながら何年もかかって運よく試験に合格しました。その経験から、ほんとうに弁護士になりたい人は皆なれるようにしてやってほしい、と心から思い、増員には賛成してきました。

私が40年やって感じたのは、弁護士というのは自分の個性で客がつくものなので、こうでないといけない、というものはない、自分らしくやればいい、ということです。むかし先輩から、弁護士は「戦う商売人」だという名言を聞きました。小市民の私は戦うこともできず、金儲けもできないあかんたれですが、それなりに、戦う弁護士のうしろからついていくことはできるので、弁護士登録と同時に西淀川公害訴訟の弁護団に入れてもらいました。

企業と和解できたのは平成7年、私

が45歳のときでした。そのとき知り合えた先生らと平成21年あらたに始まった水俣病の訴訟で大阪の弁護団に参加しました。59歳のときでした。平成26年には第二次訴訟の一審が始まってすでに6年目になります。私は途中で65歳になって国民年金を受け取るようになり、堺市からはお出かけ応援カードを貰っております。生産年齢人口から除外されておりますが、この訴訟が解決するまでは弁護団の皆と一緒に頑張りたいと思っている令和の今日このごろです。

40年を振り返って

正木 みどり (31期)



高校生の時に「司法の危機」の一連の報道に接して衝撃を受け、法学部に行こうと思った。1970年代に京都で学生時代を過ごし、様々

な社会現象を体験した。司法修習生になり、31期はとても活発で深いつながりがあった。そして、厳しい脱退工作に抗して青法協会のままであることを貫いた裁判官志望者5名が任官拒否された期である。これらは私にとって原体験だ。これからも、そして今後も、司法問題について、「現実」に流されず、「理念」を大切に、発言と行動を続けたい。

弁護士になった時期では、司法修習

生時代から関わった日本シェーリング事件(80%条項等で最高裁判決も出ている)、労災職業病事件などが印象に残っている。まだまだ女性弁護士の少ない時代で、国際婦人年(名称が時代を感じさせる)に関連した団体で、女性弁護士が集まってパンフを作ったり、男女差別事件の掘り起こしをしたりした。1995年に住友グループの男女賃金差別訴訟を提訴(私は住友金属訴訟に関与)。これらに関わる中で、印象に残っている言葉が、「闘いのバトン」という趣旨の言葉だ。男女差別事件は、若年定年制、結婚退職制、定年差別(男女で5歳違いの定年制で「一歳の差別は一切の差別」との原告女性の言葉が本質をついている)と、立ち上がった女性労働者が裁判を起こし無効であるとの判決をかちとって、その制度を通用できないものにしていき、次の差別制度にまた次の女性が裁判に立ち上がる。闘いのリレー走者がバトンを次へ次へ

とつないでいく、そうやって一つ一つ進めてきたし進めていく、という趣旨だったと思う。このことは、男女差別事件だけに限らない。様々な分野で「闘いのバトン」の存在がある。私たち弁護士もまた、そのバトンをつないでいく者でありたいと思う。

それから、仕事を離れた分野では、ずっと保育所に関わっている。私は、二人の子どもを産休明けから共同保育所に預けた。この共同保育所は、1972年に、産休明けから預かってもらえる保育所がないということで、一人の母親が自ら保育士になり、他の保護者と共同で保育所を作ったことに始まる。以後、その時点その時点の保護者と保育士が共同で運営する保育所として、無認可であったが、「バトン」をつなげる形で続いてきた保育所があったから、私も子どもを産休明けから預けること

ができた。ところが、上の子どもが1歳の時に保育所の立ち退き問題が持ち上がったことから、以後、この共同保育所の運営に深く関わることとなった(この時も、いろいろな人が保育所の存続・発展のために尽力した。つぶさずに「バトン」をつなげることができてホッとしたことを覚えている)。その後、関係者が力を合わせることで社会福祉法人として認可化されたが、弁護士は理事長として認められやすいということで私が理事長になった。それから今までボランティア理事長として関わっている。保育の分野がいかに政治の動きに影響されるか、逆に保育運動の力が様々な制度をかちとり改悪に抗してきたか、等を痛感する場面も多い。次の世代につなぐことも念頭に置きつつ、まだまだ関わっていくつもりである。

体をケアしながら、ストレスに負けずに

宮地 光子 (31期)



均等法施行後の1996年頃から、男女賃金差別事件にとりくむ中で、私は「女性」をキーワードにした法律事務所があればと思うようになった。そして、そんな思いに共感してくれる仲間を得ることができ、50歳を目前に、新しい出発をすることになった。

それから17年の年月が経った。この間に、男女別コース制など、明らかな女性差別の違法性を認めさせることができたが、人事考課による男女賃金差別の壁は乗り越えられていない。一時期は、10件近くの男女賃金差別事件を担当していたが、今は1件となり、その分、暇にならなければならないはずだが、私は、相も変わらず長時間労働を続けている。

10年前に息子が巣立ち、家で待っている家族がいなくなり、そして3年前には、夫がリタイアして、専業主夫となり、私は、ますます家に居る必要がなくなった。そういう環境の変化が、

私を、この歳で、長時間労働に駆り立てている一因ではあるが、事務所で扱う事件の困難さが増していることも、その大きな要因だと感じる。

女性の就労の非正規化がより一層進み、離婚後の経済的不安の増大に拍車をかける。しかし十分な養育費を支払えるだけの経済力のある男性は、どんどん少なくなっている。最後は生活保護が頼みの綱だ。しかし、ひとり親の家庭を支える行政の方もまた予算削減が進められ、母子家庭に十分なサポート体制がとれない。そのしわ寄せが、離婚事件解決の困難さへと繋がっていく。

性暴力事案も、刑法が改正されたものの、相変わらず「暴行・脅迫」要件が壁になって、加害者を処罰できない現状が、被害女性のトラウマを深刻にしている。また刑法改正で、監護者による子どもへの性的虐待が処罰される

ようになったが、刑事手続きでの立証の困難さが、母子を苦しめる。

そんな困難な事件に日々向き合うと、自分自身がストレスを貯めて爆発しそうになる。そして以前にもましてストレスになるのが、歳のせいで、運動不足が、すぐに体の不調になって現れるようになったことだ。3年前に、体全体が、油の切れた機械のようになる違和感にとらわれ、あわててジムへ通うようになって、その違和感から脱出した。しかし昨年、夕刻になると、首から上の不快感がとれず、姿勢の悪さが原因かと思い、ピラティスのマンツーマンレッスンを受けるようになって、その不快感から脱出した。今も週一回のピラティスと週一回のストレッチを欠かせない。

こうして体をケアしながら、ストレスに負けずに、まだしばらくは頑張りたいと思う、今日この頃である。



弁護士 10 年

走り続けて10年、これからどう生きるか。

東 尚吾 (61 期)



当初、こんな仕事をいつまで続けられるのだろうかと思っていましたが、もう10年です。若造と思われるのが嫌で、髭でも生やそうかと思

ったこともありましたが、年々、当然年をとるわけで、かつては見つけて喜んでた白髪も徐々に増え、逆にうっとおしくなり、体力の衰えすら感じている始末です。

振り返りますと、がむしゃらに走り続けた10年でした。色々な経験をさせてもらいました。切りがないですが、登録間もない時期の、初めての刑事事件で、被害者宅に謝罪にいったときのあの緊張感は今でも体が覚えています。とある少年事件では、審判後、感情が入りすぎて少年にかけ言葉に詰まったこともあり。とある民事事件で、腹が立って、交渉相手への言葉遣いをあやまり、危うく解決しそびれそうになったこともあり。肝を冷

やすことも多々ありましたが、不思議なもので、有難いのか有難くないのか、ご丁寧にも、年々、その経験に応じた難問におち当たるといような感覚があり、それは今でも変わりません。毎日、発見ばかりです。エネルギーのいる仕事だとなつくづく思います。

さて、がむしゃら=ただ目の前の業務をこなす、というのは要注意です。自治体監査に携わっていると、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から日々業務を点検しましょう、とか、PDCAサイクルを回す仕組みを作りましょう、などと職員の方々に偉そうにいうわけです。ところが、いざ自分の身に置き換えてみると、Pすらありません。これからは中長期的に人生設計を考える時間も必要だだと思います。あっという間であろう次の10年、どう生き抜くか、暇があったらまた考えてみます。

次なる目標に向けて

荒木 晋之介 (61 期)



登録 10 年を振り返って思うのは、委員会と会派でのつながりについてです。

まず委員会活動ですが、高齢者障害者総合支援センター運営委員会（ひまわり）、刑事弁護委員会、司法委員会等に属してきました。とりわけ、ひまわりでは、委員会活動を通じて虐待対応、成年後見活動、障害者刑事弁護などに取り組むことができました。

なかでも 2015 年には、意思決定支援がテーマの人権大会の準備のために、イギリス視察に行き、現地での後見活動について見聞することができました。実は、私には「仕事で海外に行く」という目標があったのですが、これによ

り実現することができました（ただし交通費、宿泊費等は自己負担でした）。

次に、会派活動ですが、2016 年度に森下幹事長のもとで副幹事長を経験し、この縁で、ラジオ「ほな行こか〜」にレギュラー出演させていただきました。自分は、話すのも苦手だし、滑舌も悪いし、と消極的だったのですが、水野アナウンサーをはじめとする収録スタッフの上手な誘導のおかげで、楽しく話をすることができました。収録の中では、これまでの自分の活動（刑事弁護活動や個々の事件）を振り返ることができ、それなりの活動をしてきたのだな、と確認することができました。

さて、これからの方が先は長いのですが、これまでの活動を踏まえての目標は「仕事で（費用を出していただいて）海外に行く」ということです。また、弁護士の仕事は体力が第一なので、2018 年に初挑戦してリタイヤした、六甲全山縦走（須磨浦公園から宝塚駅まで）を完歩するのが、目下の目標です。

10 年の節目にあたって

飯田 幸子 (61 期)



早いもので、弁護士になってからもう十年が経ちました。

その間、会社の民事再生事件や会社更生事件等で倒産のエキスパートの先生方

とご一緒させていただくなど、思い出に残る数々の事件に携わりました。今の事務所で、アソシエイトからパートナーとなり、アソシエイト時代とはまた違った苦勞もするようになりました。会務では、法教育委員会で裁判員ゲームの企画をまとめ上げ、また、毎年の高校生模擬裁判選手権のお手伝いをしてきたことも、いい思い出です。たくさんの方のおかげで、今の自分があります。お世話になった方々には感謝し

てもしきれません。

しかし、それはともかく、十年でそんなに自分が変わった実感もないんだけど……と、（この原稿を書くために）十年前のヒヨコ弁護士だった自分をつらつらと思い出してみました。

初めて「弁護士」と入った名刺を作った、嬉しかったこと。

初めての法廷に、手が震えるほど緊張したこと。

書面の書き方に悩んだこと。

接見で被疑者の話に何時間もつきあったこと。

依頼者からの成功報酬を取りっぱぐれたこと（数万円でしたが）。

弁護士 10 年目？

石飛 優子 (61 期)



弁護士 10 年目というと、10 年間ひた走ってきたように聞こえますし、そういう同期も多いのですが、私の場合は、「看板に偽りあり」、

実際にはその半分くらいの経験値しかないのではないかと思います。

ロースクールの恩師である豊川義明先生の事務所（法律事務所豊川オフィス、現 C&L 法律事務所）で執務を開始し 3 年ほど経った時、夫（検察官をしています）の東京異動が決まりました。ちょうど同じ時期、長野県松本市に住む家族が病を患い、看護が必要に

思い返すと、我がことながら、「大丈夫か、君？」と言いたくなる思い出も多々あります。今は、弁護士の仕事に馴れ、少々のことでは動揺しない図太さを身に着けましたし、事件の見通しも（以前よりは）つけられるようになりました。

ただ、それと同時に、弁護士になった当時のひたむきさや謙虚さが擦り切れてきているのではないかと気づかれます。何事も、馴れて油断した頃が一番危ないといえます。十年の節目を迎え、この先の十年も、初心を忘れず日々の業務に取り組んでいこうと、決意を新たにしました次第です。

なったため、私は、夫の異動に付き添って東京に移り、東京と松本を往復する、という道を選びました。当然、遠方に住む家族の闘病を支えながら、弁護士を続けるなんて、できないだろうと思っていました。

そんな私に、豊川先生が「仕事は続けるの？」と無邪気に（笑）聞いてくださいました。私が「本当は続けたい」と答えると、その場で東京の同期の先生（梓澤和幸先生）に電話をかけてくださり、私の移籍先を決めてくださったのです（お会いしたこともないのに即決してくださった梓澤先生にも驚きです）。

梓澤先生は「看病があっても、自分の時間を持ちなさい。自分の仕事を持ちなさい。」と言って、東京と松本を往復する毎日の私に、できる仕事を与えてくださいました。何とか恩に報いた

いと、隙間時間を繋ぎ合わせて、仕事をしたものでした。

その後、出産、渡米（夫のアメリカ赴任に伴い）と続き、仕事は一時中断しましたが、帰国後、今の事務所に入り、現在に至っています。

今、所属するあすなろ法律事務所は、豊川先生と同じくロースクールの恩師である池田直樹先生、弁護士になってすぐに仕事で一緒させていただき、感銘を受けた岩本朗先生がおられ、そういった縁もあり、お世話になっています。現在、弁護士 12 名が所属していますが、みな个性的で、クセが強く（笑）、仲間思いのとても素敵なお事務所です（少

なくとも、私はそう思っています）。

豊川先生、梓澤先生をはじめ、多くの先生方に力を貸していただき、支えていただき、ここまで来れました。今も、事務所の人々に助けをもらって、毎日楽しく、仕事をしています。

この 10 年。順風満帆ではありませんでした。同期が、この仕事においていろんな経験を積んでいるのを見て、嫉妬しなかったと言えれば嘘になります。でも、困難があったからこそ、仕事を続けられないかもしれないと考えた時があったからこそ、今、弁護士として仕事ができることを特別なことだと思えます。

10 年を振り返って

河合 基裕 (61 期)



【仕事について】

1 平成 20 年 12 月に弁護士登録をしました。法テラスのスタッフ弁護士として採用されました。法テラスのスタッフ弁護士は 2 年目から全国各地の法テラスの法律事務所へ赴任しますが、その赴任前に、赴任先で一人でも事件処理ができるように 1 年間にわたり養成・指導を受ける機会が設けられています。私は、上野共同法律事務所へ養成を受けることができました。また、弁護士会の過疎地 PT では、青木先生や森下先生らからご指導を頂くことができまし

た。

2 平成 22 年 1 月に、法テラス秋田法律事務所へ赴任しました。秋田では、夏に竿灯祭りが盛大に行われます。沢山の竿灯が、夜空の下で一斉に立ち上がる様はとても壮観でした。また、秋田市から一足伸ばせば、角館の武家屋敷（桜の季節も新緑の季節も素晴らしかったです）、田沢湖、乳頭温泉、男鹿半島のなまはげ館（なまはげの実演も見ることができます）等見どころ満載の行楽地が沢山ありました。

3 秋田での 3 年間の任期を満了し、平成 25 年 1 月に大阪に戻ってきて、平栗法律事務所にて勤務させていただきました。そのタイミングで春秋会に入会しました。その後、平成 28 年 4 月に独立しました。

【プライベートについて】

1 プライベートでは、登録 1 年目の

大阪での養成期間中に同業の妻と知り合いました。登録 2 年目に結婚しました。同 4 年目には子どもが産まれました。保育園への送りは私の担当で、迎えは妻と分担して行っていました。頻りに保育園に出入りしていたせい子ども達やお母さん達にも顔を覚えてもらうことができました。今でも、道で会ったりすると声を掛けてもらえます。もちろん、私の名前ではなく「〇〇ちゃんのお父さん」という位置づけに留まることは当然ですが。子どもが小学校に通うようになってからは、子どもを学校まで送って行こうとして、妻と子どもに窘められるというようなこともあります。

2 ここ数年は、弁護技術や法的知識の蓄積と反比例するかのようになり、内臓

脂肪を着々と蓄積したり、中性脂肪の数値を上げることに余念がありません。そのせいか、毎年、スーツのパンツのお腹周りがとてもきつくなるという現象に悩まされています。子どもからも「お父さんのお腹は、なんでこんなにぶよぶよなの？」などと言われながら、日々、お腹にパンチされています。

【最後に】

そんなこんなで過ごしているうちに 10 年が経ってしまいました。10 年戦士というには、あまりにも心許ないかもしれませんが、それでも曲がりなりにも 10 年目を迎えることができたのも周囲の皆様の支えがあったからこそだと思います。

今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

十年を振り返る意味

川崎 拓也 (61 期)



せっかくの機会なので、十年を振り返ってみたいと思う。ただ、いざ振り返ろうと思うと、全然覚えていないことに気づかされる。と

いうわけで覚えていることだけ書いてみる。

一年目

弁護士になって三日目に刑事事件の被害者にめっちゃめっちゃ怒られる。「あなたはなんのために弁護士になったの

か？」などという根源的な質問をぶつけられてびびる。刑事事件（特に示談）が嫌になる。とにかく辞めたいと毎日思っていた。

二年目

B 型肝炎弁護団が和解に向けて佳境を迎える。官邸の前でマイクを握ってみたり、厚労省の前に座り込んでみたりする。自分もややこしい人間になったなあと思う。

三年目

妹弁が来て、大人ぶってみる。質問されたら必ず答えられるようにしようとして、賢くなる。B 型肝炎弁護団が基本合意を締結し、一つの節目を迎える。初めての無罪判決は、検察官が犯罪日時を一日間違えて起訴していたという、

完全なる「棚ぼた」無罪だった。

四年目

一人で事件を進めることが多くなり、不安な気持ちを抱える。マンネリとヒヤリハットの連続にうんざりし、違う意味で辞めたくなる。それ故かはわからないが、突如海外志向を持ち始める。

五年目

風営法違反 NOON 弁護団でワイワイやる。徐々に依頼者が増えてきて、弁護士もワルクナイなどと思い始める。と同時に、「5 年たって棚ぼた無罪一件というのは、グアイガワルイ。刑事弁護をする才能がなさそうだから、ぼちぼちやめよかな」などと思い始める。

六年目

NOON 弁護団で無罪判決を得る。お金では絶対に買えないものを手に入れたような気がして、めちゃめちゃうれしかった。初めてのイソ弁さんと仕事をするようになる。優秀なイソ弁さんと仕事をするという依存性のある楽な道を覚えてしまう。

七年目

裁判員裁判で無罪判決を得る。コツコツ、ぼちぼちやっていた英語の勉強が形になり、日弁連の留学制度に応募する。翌年からアメリカへ行くことになり、事件の引き継ぎに苦しむ。

八年目

出国前に無罪判決を得る。徐々に喜びに慣れつつある自分がおこがましくてちょっと嫌だなと思う。タイミングよくカリフォルニアに住むことになるも、根っからのおしゃべり好きなのに、言いたいことがいえず、苦しむ。出発前からホームシックだった。

九年目

そのくせ留学期間を延長する。サンフランシスコ公設弁護人事務所でインターンなど。英語がしゃべれなくても、聞こえなくても、なんだか貴重な経験をした気になる。

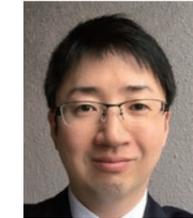
十年目

帰国して、嫌々ながら業務を再開する。全てが新鮮で、やる気に満ちあふれる無双期間を迎える。が、概ね半年で終了し、多くの仕事に追われるメ切地獄の日々に戻る。

ここまで書いてきて、今まで諸先輩方が書かれてきた「10 年目の原稿」の意味に気づく。これは紛れもなく自分のためにあるものだ。時に一息ついて、過去を振り返る時間が必要なかもしれない。「まあ、嫌やけど、明日からもがんばったるか」という気持ちになった（多分、三日くらいしか続かないと思うけど…）。

幸せを実感しつつ、これからも

喜田 崇之 (61 期)



「はじめまして、弁護士の喜田です。」
「お電話代わりました。弁護士の喜田です。」

これまで何度も言ってきましたし、

ほぼ毎日使っていると思います。そしてこれからも何度も言うであろう言葉だと思います。脳で考えるより先に口から反射的に出てくる言葉かもしれません。

私は、今でもこの言葉を言うたびに、自分が弁護士であることを実感して、小さな喜びを感じることができます。自分が、弁護士として法律実務の現場に立っている小さな幸せを感じます。

そういえば、警察署に初回の接見に行ったとき、被疑者から事情を聞いて今後の手続きの流れ等を説明するときも、あるいはほぼ同じことをその家族に説明するときも、弁護士としての自分の役割を果たしている喜びを感じます。

離婚を考えている当事者の方に取り得る選択肢を説明するときも、労災申請の制度を説明するときも、債務超過の方に破産手続きの説明をするときも、委任契約書の条項を説明する時も、訴状の「請求の趣旨」の記載の意味を説明するときも、被告側で第一回期日に

出頭しなくていいことを説明するときも、同じです。

この10年間で、上記の経験も似たような経験も、数えきれないくらいありましたが、やっぱり変わることはありません。弁護士として、法律実務の現場に立っている小さな幸せを感じます。

こういう話を同期の弁護士に話すと、ほとんど理解されることはありません。「何が楽しいねん?」「意味がわからん。」と何度も言われます。でも、そういう他の弁護士の反応を見るたびに、自分は、弁護士という仕事が向いている、もしかして天職なのかなと感じます。よく考えたら、司法試験に合格したときの喜びもまだ消えてないような気がします。「ああ～試験に合格してよかったなあ～」っていう。

弁護士になって10年、どこまで依頼者の役に立ち、社会の役に立っているかわかりませんが、こういう弁護士がいてもいいでしょう。次の10年も、弁護士として法律実務の現場に立っている小さな幸せを日々実感しながら、弁護士をやることが目標です。

10 年を振り返り、思うこと

高坂 明奈 (61 期)



早いもので、もう弁護士として10年を経過し、気づけば11年目となりました。

10年経つと、自分が気づかないうちに多くの事件に接し、多くの依頼者・相談者と関わってきたのだなあとしみじみ感じることがあります。

先日、ある依頼者(20代前半)の離婚調停のため、家庭裁判所で待ち合わせをしました。依頼者に会うと、依頼者は、地元の先輩(女性、20代後半)が車で裁判所まで送ってくれた、不安なので付き添ってもらおうと言い、その先輩も一緒に待合室で待機をすることになりました。しかし、この先輩、どこかで見たことあるな—と思い始めたのです。私も最初は事件のことで頭がいっぱいで、先輩の顔をよくみていなかったのですが、少し話をすると、どこかで聞いたことのある声で、絶対どこかで会ったことのある人と思い始めました。そこで、自分の記憶の引き出しを開けていき…しばらくして、あっと気が付きました。その先輩は、私が初めて受けた刑事事件(国選)の被疑者(当時20歳)でした。初犯で執行猶予がとれた件だったのですが、保釈の手続きも初めてであたふたで、失敗もあり、忘れることのない事件でした。依頼者

がトイレに行った瞬間に、「もしかして…」と声をかけると、向こうも気になっていたみたいで「やっぱりそうですよね!あの時はありがとうございました!」と話してくれました。今は、事件を起こすこともなく、元気にやっているということで安心をしました。

それ以外にも、今年になり、私が弁護士2年目に担当した離婚・面会交流の依頼者から再度事件の依頼を受けることがありました。当時、幼稚園の子の面会交流の立会いで、夏の暑い時期に、西天満の児童公園で蚊に20か所くらい刺された思い出のある方でした(生まれてこの方、あれほど虫よけが必要と思ったことはありませんでした)。お子さんはもう中学生とのことで、当時の面影のある今の写真をみてほっこりしました。また、私がLINEを始めたら、連動して通知がいった依頼者から今のお子さんの写真(これまた面会交流で苦戦した三つ子ちゃんの成人式の写真でした)や、ありがとうございました、今元気にしていますという連絡がどの友人よりも早く届いたこともありました。出産前に認知請求をし、産後すぐにDNA鑑定をした依頼者が、数年後に育児雑誌に子どもと載りましたと雑誌の切り抜きと感謝の手紙を送ってくれたこともありました。

依頼者の今を知って、その人が元気になっていたり、安全・安心に生活ができていたり、この人の人生に少しでも関わってよかったと思います。また、事件が終わり、年月が経過しても、他人であるはずの私のことを忘れず、未

だに感謝してもらえていることは嬉しい限りです。これが10年を振り返ったこの仕事のやりがいでしょうか。

5歳になる息子が「何でお母さんは弁護士なん?」とよく聞きます。「何をしているの?」とも聞きます。弁護士の仕事は、多岐にわたるので説明がしに

くいです。もう、「カーズのサリーのお仕事」では回答に満足しきれなくなったので、お母さんのお仕事は、法律を使って、困っている人を笑顔にすることと言っています。また、後の10年でも沢山の人の人と関わり、その人を笑顔にできるよう頑張ります。

自己紹介

下迫田 浩司 (61 期)



「はじめまして」の方がほとんどだと思います。春秋会では、完全に幽霊会員となってしまっており、困ったときだけ、小橋り先生をはじめとする諸先輩方にお世話になってお

りまして、この場を借りて御礼申し上げます。

私は、弁護士になる前、川崎市職員として12年間勤務していましたが、弁護士としてのキャリアの期間も前職に近くなってきました。

弁護士になったとき、長女が8歳(小学3年)、次女が5歳(幼稚園年長)でしたが、現在、長女は19歳(短大2年)、次女は16歳(高校2年)となり、この10年あまりで、娘たちはまさに目に見える形で著しく成長しました。また、高校生のときにアメリカに留学した妻は、数年前に英語教室を開業して、英語を教えています。

他方、私は、司法研修所の教官から

「裁判官も検察官も弁護士も、最初の2年間が大切だから、2年間は死に物狂いで頑張れ!」と言われていましたので、岸和田にある弁護士法人阪南合同法律事務所に入所して最初の2年間、死に物狂いで頑張りました。でも、2年間頑張っても、まだまだ弁護士として一人前とは到底言えない状態でしたので、もう少し頑張らなくてはと思い、そのまま10年間走り続けてきた感じです。「さすがに10年も経ったら、弁護士業務もスパスパとこなせるようになっていだろう」と以前は思っていたのですが、現在も、日々、悩んだり迷ったりすることばかりです。

大阪弁護士会では、2011年4月に貧困・生活再建問題対策本部の「女性と子どもの貧困部会」が発足した当初から現在に至るまで、同部会の委員(2013年4月から2017年3月までの4年間は部会長)を務めております。シングルマザー(母子世帯)の生きづらさを何とかしたいということをメインテーマとしていますが、世の中に影響を与えることの難しさを痛感するばかりです。

さて、弁護士法人阪南合同法律事務所9年10か月お世話になった後、2018年7月1日に「堺オーリーブ法律事

務所」を開設しました。離婚事件等の経験や「女性と子どもの貧困部会」での活動の経験などから、主として離婚等に直面した女性の力になることに特化した法律事務所を、大阪府の「大和川より南」の地域（泉州・南河内エリア）に作りたいという動機で、開設しました。

単に、離婚、親権、養育費、面会交流、財産分与、慰籍料、年金分割などだけでなく、別居先の住居探し、仕事探し、

離婚後の生活設計（ライフ・プランニング）なども含めて総合的にサポートしようとしています。就職支援が、社会の仕組みや状況とも大きく関わることなので、一番難しいと感じています。

また、「所員が幸せでなければ、お客さまを幸せにすることはできない」という理念を掲げて事務所を運営しておりますが、なかなか簡単なことではなく、今後とも追求していこうと思っています。

弁護士登録 10 年

忠政 貴之 (61 期)



私は、平成 20 年 12 月に弁護士登録を行い、故上原洋允先生のもとで弁護士生活をスタートさせました。

平成 26 年に現在の事務所に合流し、執務していますが、気づくと平成が終わり、令和という新しい元号に代わることになり、自身の弁護士としての経験も 10 年目を迎えていました。

ふと周囲を見渡すと、10 年という時間の影響は大きく、時間の経過を感じさせることが多く気づかされます。

弁護士登録以来、母校の関西大学の学生の指導などをする機会もあるのですが、登録時には「お兄さん」のポジションで指導していたつもりですが、10 年もたつと「お兄さん」にしては苦しい

ですし、少年事件の保護者が同い年だったことに気づいた時には、少しショックを受けるとともに時間の経過を考えさせられました。

弁護士登録のころに指導していた学生が、弁護士になり活躍する姿を見ても 10 年という時間は人を成長させる時間だと感じます。

一方で自身に目を向けると弁護士としても様々な経験をさせていただいたこともあり、10 年前に比べれば経験は増えたと感じる一方で、まだまだ力不足を感じることも多々あるところです。

新民法も来年には施行を迎えますので、準備はしているのですが、中々しつかりと腰をすえて学ぶ時間をとれず、勉強不足を痛感するところもあります。

自身が、10 年という時間の経過に見合った成長ができたかという点はまだまだであると思いますので、せっかく 10 年という節目を迎えましたし、初心にかえって学ばなければと思います。

10 周年を迎えて

辰巳 創史 (61 期)



弁護士登録から 10 年経ちました。10 年経って、つくづく思うのは、事件の相談を受ける度に、10 年もやっているのに、わからない

こと、知らないことばかりだなあとということです。登録したてのころは、今はわからないこと、知らないことばかりだけど、10 年後には何でも知っていて、簡単に回答ができるようになっていたと思っていました。

10 年経って、違ってきたのは、どこを調べればわかるのか、誰に聞けば知っているのかが、以前よりはわかるようになったことです。

10 年経って、私の所属する事務所に

もようやく後輩が入所してきました。私よりもよほど優秀で、登録したてのころの自分よりも大きく落ち着いて見えます。それでも、おそらくどこか不安を抱えながらやっているであろうと思いますので、できるだけ聞きやすい先輩でありたいと思っています。聞かれても、私もわからず、どこを調べればわかるのか、誰に聞けば知っているのかを教えるだけのことも多いですが。

プライベートでは、弁護士登録の年に生まれた長女が小学校 5 年生になりました。下の長男も小学校 2 年生になりました。子どもの成長を見れば、年月が経ったことがよくわかります。それだけ、自分も年齢を重ねていることに気づきます。責任の大きさからは当然ですが、とてもしんどくて、時々少しだけ楽しい弁護士の仕事ですが、子どもたちが一人前になるまで、なんとか続けていければと思います。

10 年を迎えて

弘川 欣絵 (61 期)



弁護士となってもう 10 年経ったのだと思うと、時の経つ速さに驚かされます。いまだに新人のような面持ちで、依頼者の皆さまに「安心」

を与えることができているのか、心もとない毎日です。先輩方や同期、そして後輩にもいつも助けていただき、

感謝の気持ちでいっぱいです。

弁護士になる以前から難民支援にたずさわり、人権派弁護士に憧れてこの世界に入りましたが、成りたての頃、先輩に「人権派弁護士なんていない、すべての事件は権利に関わることだから。」と言われて目が覚めた思いでした。泣き寝入りすることなく、自分の正当性のために闘うことが人生の中でどうしても必要な場合がある…事件を通して、依頼者の方々のいろんな思いに触れてたくさんのお話を学ばせていただきました。

6 年目に子どもを産み、ちょうどその

頃、安保法制が国会で審議されるようになり、それ以来、この4年間、市民であり弁護士であるという立ち位置で、仕事と子育ての他に、憲法を広める活動や野党共闘の運動に参加し、今年の4月には、「立憲主義を地域から」と兵庫県会議員にも立候補してしまいました（惜しくも当選には及びませんでした）。

ここまでの10年、 これからの10年

藤井 恭子 (61期)



弁護士登録をして、もう10年も経過してしまったのか！

いろいろな事を追ったり追われたりしているうちに、年月だけ重ねてしまったな、と思う。

あまり自分のことを振り返る機会はないので、節目にあたって、これまでの10年を振り返りたいと思う。

労働事件に取り組む弁護士になりたい、あとは自分に取り組む機会を与えられれば何でもやりたい、というだけの気持ちで弁護士登録し、事務所に入所させていただいた。

しかし、実際に弁護士として事件に対峙すると、目の前にいる相談者との受け答え、証拠の整理、起案、全てにおいて力不足であるために、先輩方に厳しく指導をしていただく毎日。

時間の管理も下手で、起案はやってもやっても褒められないため「自分は弁護士には向いてない・・・」「もう辞め

好きなことを好きなようにさせていただいた幸せな10年間でした。1つ1つの事件を大切に、依頼者の思いに寄り添い、正当な主張を骨太に研ぎ澄まし、紛争解決能力スキルを磨いていきたいと思います。これらの仕事への真剣な取り組みが、自分の子どもに確かな未来を手渡すためことにつながっているのだと信じています。

たい・・・」と、月に1回は「弁護士辞めたい病」に罹っていた（現在も時々罹る）。

それでも何とか仕事を続けられたのは、同期や弁護団の仲間・先輩、あるいは委員会で知り合った先生方との交流があったからだと思う。

1年目から、B型肝炎訴訟弁護団や住民訴訟、あらゆる種類の労働事件の弁護団に参加させていただいて、弁護団内で先輩から指導をいただくと同時に、期の近い弁護士と一緒に起案をしたり飲みに行ったりした経験は、私の中でかけがえのない財産になっている。

振り返ると、大勢の人たちに支えられながら、何とか続けてこられた10年だったと思う。

4年目と7年目のときに出産し、それぞれ数か月の休職を挟みつつ、自分のペースで仕事を続けられているのも、事務所や家族や友人の支えがあってこそだと思う。

このように振り返ると、周りの人に支えられた10年だった。これからの10年は、周りの人を支えられるようになるのが目標である。

10年を振り返って

牧 亮太 (61期)



弁護士として仕事を開始して10年が経過しました。

1年目に、とにかく10年間は仕事を最優先にして頑張ろうと決めました。10

年という数字に特に意味があったわけではないのですが、1年目に職責の重さを感じたとき、短期間だけ仕事に打ち込んでも自信をもって仕事ができるようにはなれないだろうと思ったのと同様に、10年以上先を見据えることは想像もできず、10年とよりの良い期間設定をしました。

弁護士登録をしてから4年間、京橋共同法律事務所でお世話になり、弁護士の基礎を学ばせていただきました。その後独立してから6年間、途中で

弁護士1名と事務局1名が増えましたが、設立時と同じパートナー、事務局2名のメンバーは変わらず、今も一緒に働いています。

10年は、あっという間に過ぎ、今もそれほど自信を持つことはできていませんが、所属した事務所・設立した事務所での出会い、事件を通じて知り合った人との出会いに恵まれたおかげで、振り返ると充実した10年間だったと思います。

また、この10年を振り返ると、次の5年、10年、20年先も何とかやっていけそうな気がしています。

過去を振り返るということは好きではなく、この原稿を書くのも面倒とと思ってしまっていたのですが、この10年を重ねてきたことの意味を自分で確認できたことはよかったです。

次の10年ですが、3歳の愛犬ハルのことを考えると、仕事最優先を控えて、自宅で過ごす時間を増やさねばと思っています。

10年の節目にあたって思うこと

松嶋 依子 (61期)



弁護士になり、ようやく節目となる10年を迎えました。

未だ若輩者で、道半ばではありますが、このような自分

でも、弁護士となり、今まで何とか続けていくことができたのは、家族、親友、そして所

属する事務所、自分の周りの方あってのことであり、ただひたすらに、感謝の一言に尽きます。まずはこの場をお借りして、心からお礼を申し上げます。

また、この10年の間には、厳しくも優しい依頼者との長きに渡る付き合いにより、弁護士として成長させていただいた、と感じた経験も多々ありました。

これから、また、次の節目である弁護士20年目に向かって、歩み続けていくこととなります。

これまでは、良い「弁護士」になり

たい、そのためにはどうすればよいのか、と思い、悩み続けていました。

ここ最近では、良い「弁護士」であることも大事ではあるが、それよりも、もっとシンプルに、良い「人間」で在りたい、在るように努力せねばならないとの思いを強く抱くようになりました。

といいますのは、これからの弁護士としての10年は、これまでより一層、色んな方との関わり合いや、関係において、様々な役割を担うことになり、また、求められることになると考えています。

10年のあしあと、そして、これから

宮下 泰彦 (61期)



弁護士になって節目の10年目を迎えた。中山巖雄先生の中山法律事務所に就職し、そのまま共同経営者として現在も在籍させてもらっている。

弁護士として無事に10年間やってこられたことに家族を含め周りの方に感謝である。

弁護士の仕事は人事評価を受けながらの仕事ではない。同期の弁護士がどのような仕事をしているのか、自分だけ取り残されていないか、と不安になることもあるが、忙しく毎日の仕事をこなすことで忘れてしまう。それが答えのように思う。

この10年で弁護士としての仕事のやり方がなんとなく見えてきた。事件処

理の方法はもちろん、相手方対応、顧客対応など、失敗をしながら多くのことを学んでいる。事件ごとに、それを取り巻く人々の考えや反応はすべて違う。一つとして同じ事例はない。毎回、一から勉強である。弁護士の仕事の難しさの一つは、この点にあるように思う。

そのような中であっても、弁護士として、出来事や事件の本質を捉えるためには、一人の人間としての矜持のような、ぶれない思いが必要となるのでは、と感じております（・・・などと、10年目の記念原稿ですので、思い切って少し生意気を言わせていただきました。お許してください）。

次の節目である弁護士20年を迎えたとき、果たして自分自身がどのような弁護士になっているのかは分かりませんが、ぶれない思いを持って、今後も頑張っていきたいと思えます。

私生活においては、結婚し、長男琥太郎（現1歳5ヶ月）が生まれた。いつか結婚して、家族を持って、と漠然と思っていたが、実際に結婚し、親になってみて、その喜びと大変さは想像をはるかに超えた。これまでの人生で一番の経験である。離婚事件などの考え方にも多少なり変化があった。母は偉大である。最近の生活は、琥太郎中心である。妻も仕事をしているので、保育園の送り迎えをしたり、ご飯を作ることもある。まだ会話はできないが、信頼関係は深まっていると感じる。今後の成長が楽しみである。

次の10年間をどのように過ごすか。

次の10年間をどのように過ごすか。

働き盛りということ言えば次の10年がピークかもしれない。公私の充実が目標である。

弁護士 10 年を迎えて

村田 充章 (61期)



早いもので、弁護士として歩み始めてから10年が経ちました。この弁護士過多の時代に10年もの間、大過なく弁護士として仕事を続ける

ことができたのは、ひとえに、事務所の諸先輩、同期、事務局の皆様、そして私を信頼していただいた依頼者の方々など周囲の助けがあったからです。まずは感謝を申し上げたいと思います。今般、この原稿を書く機会をいただき、この10年を振り返ってみたいと思います。

私が就職した時代は新旧制度合せて2000人以上の合格者が殺到する就職氷河期であり、大阪で新人を公募していた法律事務所も多くはありませんでした。そこで、大阪の法律事務所がアイウエオ順に乗っているリストを入手し、上から順番に電話をかけて面談を申し込んでいきました。現在所属する「英知法律事務所」が比較的上位に掲載されていたのは幸いなことでした。就職後は、間断なく降りそそぐ大量の事件

をこなす日々であり、取り扱った事件の内容はほとんど記憶にありませんが、依頼者からのきついお叱りや、相手方の先生からの手厳しいご主張は不思議と心に残っています。名前の誤記一つであれほどに怒られるとは弁護士になる前は想像だにしていまませんでした。そういうことを通じて、受験生時代はおぼろげだった「弁護士の仕事」というものが自分の中で少しずつ形作られてきたような気がします。事件を自ら獲得していくような立場になると、新人時代と違って経営的なことも考えなければなりません。そういう判断の場面ではロースクール時代に講義を受けた磯野英徳先生の言葉をいつも思い出します。1. 難しい事件を断るな（一度断るとそれ以上の難しい事件がきても断るようになるため）、2. 報酬が割に合わない事件を断るな（そのような事件処理をだれかが見ているため）、3. ただし、自分の正義に反しない限り。この言葉は金言として今でも心に強く残っています。

次の10年後はどのような弁護士になっているか想像できませんが、依頼者により良いリーガルサービスを提供することへの努力と周囲の方々への感謝だけは忘れずに、また歩を進めていきたいと思っています。

10 年を振り返って

吉岡 良太郎 (61 期)



敬愛する浦寛幸先生から優しくも激しい督促もありますので、徒然とこれまでの 10 年を振り返ってみます。

もともと私は、自分自身を世俗的ではない、何か高邁な理想に生きていたいと思っている人間だと考えていましたが（一時期、カトリック修道者になりたいと本気で考えていました。）、特にそうでもなく、世俗的でどろどろしたことが嫌いではない人間だということがわかりました。この 10 年間で、自己認識が変わったことは大きいです。変わった原因は、弁護士という仕事に就いたこと以外に考えられません。

自己認識が変わったことが影響しているのかわかりませんが、あまり自発的には結婚したいと思っていませんでしたところ、この 10 年間で結婚することになり、子どもにも 2 人、恵まれることとなりました。今ではすっかりいい？ パパです。妻には毎日のように、「うちはワンオペ」などと詰められていますが、まあいいでしょう。

弁護士になった当初、自分が思い描いていたような日が続かず、仕事にも身が入らなかったように思います。しかし徐々に弁護士としての自分自身を知るようになって、気の合う相談者や

依頼者と、ストレスなく仕事ができる時間が増えてきました。

他方、この 10 年間で家族や顧客が増えたことにより、人間関係が複雑・多様化した結果、自分自身に使える時間が少なくなってきました。それにともない、趣味や勉強に使う時間も激減しました。とはいえ、先輩弁護士と 10 年前に作った（主として）中世哲学の研究会と、それとは別の読書会をもう一つ続けられてきたので、上出来ということにします。なお、美味しいものを食べるのが好きなので、春秋グルメ研究会にも入れてもらいました（浦先生、お誘いありがとうございます。）。

弁護士という仕事は、世間的には斜陽産業ともいわれており、実際そういう側面があるかもしれません。しかし、私自身は、自分が本当にやりたいことを知ること、（多少は）仕事も楽しくできるようになりました。春秋会で出会った先輩、同輩、後輩の先生方にも多く影響を受けてきました。春秋会員が、（根は楽観的なのですが）すぐ落ち込む私を助けてくださったことも少なからずありました。昨今は会派に入らない先生方も増えているようですが、私は今のところ、弁護士になったこと、そして春秋会に入れていただいたことは、自分にとって良いことだったと考えています。

弁護士 10 周年を迎えて

柳 勝久 (61 期)



早いもので、弁護士登録から 10 年が経ちました。弁護士登録後、東京都内の法律事務所で約 3 年半勤務した後、2 年

半、財務省関東財務局に任期付職員として勤務し、平成 27 年 2 月より、堂島法律事務所に籍を置かせていただいています。糸の切れた凧のように、フラフラしたキャリアを歩んできた私を拾ってくれた事務所には、感謝の言葉しかありません。

思い起こせば、この 10 年、役所も含めて職場を転々としてきたこともあり、あっという間に過ぎ去った印象です。関東財務局では、一現場担当官として、金融機関への立入検査を含めた様々な業務を経験することができましたし、堂島法律事務所では、金融規制業務のほか、M&A、事業再生案件から、一般民事、刑事事件まで、本当に幅広い案件に関与させていただいています。勉強不足を痛感する日々ではありますが、少しずつ、地に足をつけた仕事ができるようになってきたのでは、とも考えています。

今は、幸か不幸か、バタバタと日々忙しく過ごしていますが、10 年を改めて振り返ってみると、「弁護士を辞めたい」と思ったことは、（記憶の限り）一度もありません。もちろん、弁

護士という仕事それ自体に、大きなやりがいを感じていることもありますが、依頼者を含めた周りの人々に恵まれたことも、非常に大きな要因だろうと考えています。これから先の弁護士人生においても、人との出会いを大切に、弁護士として、人として、周りの人々に信頼していただけるよう、日々、精進していきたいと思っています。



全てひっくるめて魅力的なスポーツだと思います。

プレイの合間や昼食時の会話も弾みます。

「どうすればボールがまっすぐ打てる?」「パターはどう打つ?」「グリーンの傾斜はどう読む?」「ホールイン後のボールはどう拾う?」「普段どのような仕事をしている?」「いま〇〇の仕事をしているけどどう進めたらいい?」・・・会話が尽きることはありません。

話したいと思っている方、純粋にラウンドに出てみたいと思う方・・・理由は問いません。

特に、「参加してみたいけど迷惑かけたらどうしよう・・・」と参加を躊躇している初心者の方、心配はご無用です。春秋会ゴルフ同好会は、優しいゴルファーばかり。真のゴルファーは、初心者にも優しいものなのです。是非一度、いらしてみてください!!!

(71期・河野哲平、71期・村本健司)



プレイ後は、優勝・二位・三位・ブービー賞・ニアピン賞等の表彰もあり、「あれは良かった!」とか、「あれは勿体なかった・・・」等々、各々のプレイを皆で振り返ります。

普段の仕事で見る顔とは、全く別の顔を見ることができます。弁護士としては大先輩ですが、ゴルフ場ではゴルフ仲間です。そこには上も下もありません。

次回の春秋ゴルフは、9月頃、11月頃を予定しております。

我こそはと腕に覚えがある方、買ったクラブを久しく使っていない方、〇〇先生と



春秋ゴルフ同好会をご紹介します。

最近のゴルフ人口の減少に伴い、活動が下火になっていた春秋ゴルフ同好会が、この度復活致しました!!

令和元年7月6日、大阪能勢町のアートレイクゴルフクラブにて、新生!!春秋ゴルフ同好会の第1回コンペが開催されました。

当日は、29期から71期までの10人、ナイスシニアから20歳代のヤングまで、スコアも80台の上級者から180台の初心者まで、期、年齢層、ゴルフの実力、あらゆる点においてバラバラ・・・もとい、バランスの良いメンバーが集結しました。

メンバー構成が多様なため、真剣にプレ

イを楽しむ組もあれば、初心者が上級者から暖かいレッスンを受けながらラウンドする組もあり、また、専ら健康のため?にのんびりラウンドする組もあり、各々自分たちが楽しみたいように、ゴルフを楽しんでいました。

広々としたゴルフ場でのプレイは、何物にも代えがたい魅力があります。

一旦プレイが始まれば、修習期の先後は関係ありません。あとは純粋にプレイを楽しむだけです。

思ったところにボールがいった時の爽快感、うまくスコアがまとまった時の満足感、ミスショットをしてしまったり大叩きしてしまったりした時の苛立ちや喪失感・・・



ボウリング同好会 夏冬会



1 夏冬会とは

月1回、ボウリング好きが集まってボウリングを楽しみ、その後懇親会を行うという同好会です。春秋会の秘密結社らしく、「夏冬会」と名乗っています。

2 成り立ちと歴史

40期代の春秋会員が中心となって、平成16年に発足しました。以降、ほぼ欠かさずことなく毎月例会を実施しており、年数にして15年以上、回数にして170回を数えます。

3 例会

事前にある程度の日程調整をした上で、2か月前に次々回の例会の日程を決めます。

当日は、午後6時半から桜橋ボウルにおいて3ゲーム行い、その後、参加可能な人で8時半頃から懇親会を行います。

会費は参加者の頭割りとしていますが、修習生や事務局の方は懇親会込みで3000円程度に設定しています。

4 参加メンバー

現在、40期代から60期代の弁護士、

ボウリング同好会



6 メンバー募集中！！

夏冬会では、常にメンバーを募集しています。ボウリングをしたいときに参加してもらえればいだけで、次回幹事になった場合を除き、何の縛りもありません。お気軽にご参加下さい。スポット参加でも問題ありませんし、一人での参加、修習生や事務局さんを連れての参加も大歓迎です。

ボウリング好きな人も、そうでない人も、興味があればいつでもお問い合わせ下さい。

(58期・山口昌之)

修習生、(最近は少なくなりましたが)事務局さんが参加しており、毎回6～10名程度が集まっています。

根っからのボウリング好きが多く集まっていますが、レベルは様々です。あまりうまくない頃から参加し、優しく教えてもらいながら上達し、優勝した人も多数います。

5 ルール

3ゲームのトータルで競います。女性はハンデありです。優勝者には優勝という名誉だけが与えられ、賞品は一切ありません。5位(参加人数によって変動あり)になった人が次回の幹事となり、ボウリング場と懇親会の手配を行います(とても簡単です。)





特集
6

グルメ研究会

浦 寛幸 (59期)

1 春秋会には、色々な同好会がありますが、気軽にご飯を食べに行くだけの同好会があったっていいじゃない! と思い、本年度に立ち上げたのが「グルメ研究会」でございます。活動内容としては、食べたいものがあれば、研究員を誘って、都合の合う方でご飯を食べに行くといういたってシンプルな同好会でございます。

2 何か決まった定例会や、ノルマなどは一切なく、都合が偶然ついて、かつ気が向いて、行くことが出来る人達だけで行くという、ゆるーい会です。気遣いのご無用、気軽さだけが取り柄となっています。

3 第1回の活動としては、すだち冷麺を食べに行くという企画を開催しましたところ、6名の方にご参加頂き、かつ偶然出会ったお二方(うち1名は他会派)も巻き込み、最終的には8名となりました。



4 ちなみにですが、すだち冷麺を食べに行くという企画であることをお店に伝えて、すだち冷麺があることを確認した上で予約したにもかかわらず、お店に到着してきいてみると、「今やってないんですよ」と言われるというトラブルに見舞われましたが(笑)、お店側の神対応により、すだち冷麺を無事食べることができました!そして、待ち時間ではお肉も堪能できました(笑)



5 他会派の方(前述の偶然居合わせた方です)も含め、現在、研究員は23名となっています。研究員の募集は随時行っております。皆様も是非、気軽にご参加ください! さくらユッケ丼やうにいくら飯などなど、おいしいものを食べに行きたい方は是非是非!

お問い合わせは浦まで!
(TEL06-6365-5688 FAX06-6365-5453)

特集
6

和事古典芸能同好会

「食わず嫌いではもったいない、いっぺん見とくなはれな♪」

小橋 るり (51期)



国立文楽劇場内展示「頭」

「能や歌舞伎、文楽、狂言って難しい」「昔のお話しなんでしょう?」「お高くとまって、ちょっとなあ」と思っている方々、一度ご一緒しませんか? 確かに「難しい」@セリフが全て昔のことだから→でも大丈夫! 劇場にいったら解説付きイヤホンがあります。昔詞のリズムや擬音、擬態ことは案外面白いよ! 確かに「昔の話」@能は700年前だしねえ…。歌舞伎も400年前くらいやしねえ。→でもね、そういうのが今日まで営々脈々と続いてきた「秘密」がある、それは、義理人情!! お殿様もお姫様も高僧も庶民も子どももキツネも現代人におきかえてみると、感涙を絞ったり大笑いができます。人間のすること考えることは時に奇想天外、時に共通項多々! 確かに「上から目線?」@→劇場に来られたらお分かりかと思いますが、三味線、鼓、大鼓、笛、太鼓、そして謡曲とジャパニーズオーケストラをBGMにしており、それが

また「ルール」があるねん。上から目線というよりそこに全てがあるっていう感じかな? 役者さんらの「フリ」も先代からの「型」を踏襲していて、そこいらが判るとさらに面白いんです。なんといっても狭い劇場なのでライブ感がすごいね。能の舞ってキレッキレよ! カッコいいの! 落語にいたっては「まくら」って導入があって、噺家さんごとに個性があってね、放送コードでTV&ラジオでは話せない話題やことばがバンバン出てきてね。「間」の取り方は弁護士として見習うことも多くてね…。講談なんかも一人芝居なんだけど、ホンマ、ようできてるで! 茶道関連も「なんちゃってお茶事」みたいな企画も考えてます。入会します! て言うてくれたら同報メールを通じて【春秋ネットではないのよ!】例:「今度○○日くらいに歌舞伎見に行きたい人、ワタシがチケットとるよおー!」ってインフォメーションするので「行きます!」ってメールくれたらチケット取って代金払ってもらって現地集合して、観覧後に行ける人だけ「チョイ飲み」する! のあっさり&ゆるーい同好会です。割勘ルール(ここでは先輩後輩なし)&話題は和事古典芸能に留まらず縦横無尽、です! 是非に来ておくんはれなあ!



伊多波さんとその周りの方々を偲んで

1932年11月19日生 2018年9月29日没

金子武嗣

伊多波重義先生が2018年（平成30年）9月29日に亡くなりました。

大先輩ですがいつも「伊多波さん」といってましたのでそういわせてもらいます。伊多波さんとは、登録した昭和48年からの関係です。春秋会の青木佳文幹事長から追悼文の依頼をうけましたが、多くの思い出があり少し長くなります。

1, 伊多波さんの生い立ち

伊多波さんは、1932年（昭和7年）北海道上川郡士別町で小学校校長の父、屯田兵の娘の母のもとで、一人息子として比較的裕福に、そして「軍国少年」として厳しく育てられました。旧制旭川中学校に進学、敗戦となります。新制旭川西中学校で、敗戦後は飢餓と窮乏生活を経験し、二度と戦争はごめんという実感と、そして価値観が180度変わったということです。

2, 伊多波さんは活動家でした。

伊多波さんは、大津の叔母さんを頼り関西に来られ、1953年（昭和28年）京都大学に入学されました。ここで、伊多波さんの波瀾万丈の人生が始まり、気がつくと学生運動の中に身を置いていました。伊多波さんは、1955年（昭和30年）6月の創立記念日での学生と大学側との団体交渉で瀧川幸辰総長に傷害を負わせたとして、もう一人の学生Mさんとともに逮捕され起訴されます。この事件は、毛利与一、佐伯千仞、

阿部甚吉、菅原昌人、能勢克男、坪野米男、海野晋吉など故人となられた壮々たる弁護人が付き、しかも手弁当だったそうです。1958年（昭和33年）4月16日、京都地裁では、傷害は無罪とされましたが、不退去罪で罰金二千元となりました（判時152号39頁）。1962年（昭和37年）10月17日に、控訴審の大阪高裁で不退去罪も無罪となり（判時343号118頁）、1963年（昭和38年）最高裁で無罪が確定しました。7年かかって「青天白日の身」になりました。

このように、伊多波さんは、判例時報に、名前が掲載されているのですが、実はもう一つ名前がのっているのです。有名な「荒神橋事件」です。これは1953年（昭和28年）11月11日（伊多波さんの1回生時代）に、京都大学の学生がデモ行進で荒神橋を渡ろうとしたところ、警官隊に阻止され押し戻された学生が、欄干と共に鴨川に転落して負傷した事件です。学生の損害賠償の請求で、最大の争点が、欄干が落ちた原因が警官隊によるものであるかということでした。そこに登場したのが伊多波証人でその供述が決め手となり、「警察官が行進団を押し返し学生を欄干に押しつめたことによるもの」とされたのです。この事件は京都地裁で1958年（昭和33年）5月14日に学生勝訴の判決がされました（判時153号28頁）。伊多波さんは被告人の傍ら、証人にもなって、活躍されていたようです。

伊多波さんの大学時代は、前半が学生運動に、後半は毎月2回の法廷と準備に費やされたということです。

3, 伊多波さんは法律家としてとても優秀でした。

そんな逆境の中でも、伊多波さんは司法試験に果敢に挑戦され、1960年（昭和35年）に合格されました。しかし、当時は被告人の立場で司法修習生に採用されず、京大法学部大学院に進まれ、一時は研究活動も考えられたようです。1963年（昭和38年）の無罪確定とともに、修習生になりました。本来であれば15期ですが、17期として神戸で修習をされ、昭和40年4月に大阪弁護士会に登録、和島岩吉（故人 後の日弁連会長）の事務所に入所されました。その後独立され、豊川正明先生（故人）と一緒に事務所をされました。

4, 伊多波さんとの道行き

昭和47年の森永ミルク中毒被害者弁護団結成後、伊多波さんは中坊公平団長（故人）を担ぎ出し、副団長に就任されました。昭和48年には登録したての私も、団員の末席に加えていただくことになりました。中坊さんの原告被害者宅訪問は有名な話ですが、伊多波さんと一緒に訪問でした。私も「荷物持ちをしますから連れてってください。」とあって、二人の後をついていきました。

印象に残っているのは、和歌山県の龍神村へ行く途中で、紀伊田辺で、伊多波さんが珍しく家族を連れてきておられ白浜へ行かれることになっていて、伊多波さんも含めて私たちが紀伊田辺で下りる時に、お嬢さんが「別れるのがいやだ」と泣きながら

訴えられていました。森永事件の弁護団は家庭を顧みずに、活動されていたのだということ、身に染みて感じました。

5, 私の思い出

心に残る「思い出」というのは、「切り取られた箱」に入ったものではないでしょうか。1975年（昭和50年）代の「思い出」を大事にもっています。

(1) 千日デパート事件

まず、当時、私が敬愛し尊敬していた3人の弁護士、一人は伊多波さん、一人は私のボス弁の山下潔さん、一人は中坊公平さんの思い出です。当時、森永事件の流れで、千日デパート火災のテナントの弁護団を3つの事務所で組んでいました。中坊事務所は谷澤忠彦さん（故人）、伊多波事務所は木村奉明さん（故人）、そして山下さんの大阪共同法律事務所は私と、壮年弁護士3名、若手3名の弁護団でした。谷澤さんも木村さんもとても優秀な方で尊敬していました。この事件は法的問題が、あとからあとから出てきて、とても厳しい事件でした。若手の私は鍛えてもらいました。仲の良かった弁護団でした。特にボスの3人は、中坊さん、伊多波さん、山下さんは「きよしさん」と呼合う仲で、聖護院御殿荘でよく合宿をしました。おもしろかったのは、3人の囲碁で、シャツとステテコスタイルの中坊さんは、あだ名の「オバQ」そのものでした。おもしろいもので、中坊さんは伊多波さんに弱く、伊多波さんは山下さんに弱く、山下さんは中坊さんに弱く、歌舞伎・映画の「児雷也・大蛇丸・綱手姫」の「三すくみ」の状態でした。囲碁の廻りは、若手3人組が取り囲み、はやしたり、ちゃ

ちゃをいれたりて、日頃の事件の鬱憤ばらしになりました。中坊さんなどは、伊多波さんにいい手をうたれると「アイタ」「アイタ」と叫んでおられたのを思い出します。この事件は、その後、若手の松井忠義、木村沢東、佐井孝和（故人）の3名が入り、私ともども今度は若手4人組になり、昭和時代の終わりまで続きました（「現場に神宿る」現代人文社）。

(2) 伊多波さんの選挙

忘れられない思い出のもうひとつは、大阪弁護士会の副会長選挙です。昭和50年代は、副会長は4名、7党派で優秀な先生が多く、副会長選挙が「花盛り」でした。1979年（昭和54年）の副会長選挙で、春秋会のエースであった木村保男先生が、激烈な選挙で1票差で当選するという信じられない出来事がありました。三木一徳、山田庸男、南部孝男の3名の常任幹事が、選挙事務所で男泣きするという光景を目の前で見ました。それが春秋会の「トラウマ」となり、1981年（昭和56年）度の副会長候補者（選挙が確実に予想された）が決まらないという状況になりました。

当時の的場悠起執行部はいろんな先生にお願いしたのですが断られ、執行部の一員であった伊多波さんが春秋会の推薦候補者として立つことになりました。「ミイラ取りがミイラになった」ようなものです。副会長選挙では、春秋会が一丸となって頑張りました。選挙事務所には上原洋允先生（故人）などの重鎮や、同期の吉田清吾先生が陣取り、「一票差を忘れるな」という三木一徳先生のスローガンが掲げられ、当時修習生で就活にきた森下弘君が連れていかれ、目を丸くして見ていたのが印象的でした。

た。

この選挙で特筆すべきは山下さんの献身でした。現在、各派の会報で人物紹介特集がされていますが、その「モデル」をつくったのが山下さんで、「春秋」第20号伊多波さん特集号です。佐伯千仞先生、和島岩吉先生のインタビュー、鬼追明夫先生外35名の親しい先生方からの伊多波さんを語る言葉がのりました（当時の春秋会は267名）。山下さん編集の斬新な会報（表紙もすてき）で、私も今でも宝物のように大事にしています。

伊多波さんは酒好きでした。酒にからむエピソードは数限りなくあり、タクシーに乗せたらまた戻ってきた、家に帰ったら地面が迫ってきて顔面で受けおでこを擦りむいた、奥さんの洋子さんに向かって「おまえは誰だ」と叫んだなど、事実かどうかわからない「伊多波伝説」は数限りなくありました。そんな伊多波さんも、選挙期間中は一切酒を断ったということです。そして第2位の得票で副会長に当選され、板持吉雄会長（故人）を補佐されました。

7, その後の伊多波さん

このような、伊多波さんですが、和島先生が団長をされた徳島ラジオ商殺し事件の再審に取り組まれ、富士茂子さんが亡くなった後でしたが、第6次再審で再審決定を得て1985年（昭和60年）7月9日に無罪判決にたどりつかれました。

平成に入ってから、豊田商事事件の被害者の国賠事件の団長や、整理回収機構の関与者責任などの事件もされました。平成19年大腸がんの発病を契機に、お弟子さんの国府泰道さんの太平洋法律事務所に

移られ、2014年（平成26年）に退所、自宅を事務所としておられました。2017年（平成29年）暮れ頃から結核を発症され、2018年（平成30年）9月29日に亡くなりました。享年85歳でした。伊多波さんとその周囲の人の多くが亡くなったことになります。

7, 伊多波さんからのバトンタッチ

伊多波さんのライフワークは、森永裁判で1974年（昭和49年）に設立された被害者救済機関「公益財団法人ひかり協会」の理事でした。中坊さんの後をうけ、約30年もされてきました。私は、2005年（平成17年）、体調のすぐれない伊多波さんに頼まれ、ひかり協会の理事の後任を引き受けています。ひかり協会は、森永の被害者の「生涯の救済」をしていく機関です。被害者も60歳になろうとしています。救済はまだ続きます。

これからも私は、伊多波さんの志を継いでいきたいと思っています。



春秋会 会員名簿

9期	吉田 清悟	寺沢 勝子	27期	32期	松田 繁三	40期	崔 信義	岩本 朗	50期
石川 元也		寺沢 達夫	木内 道祥	関戸 一考	村本 武志	市川 智	青海 利之	江口 拓哉	有村とく子
岩田 喜好	18期	戸谷 茂樹	斎藤 浩	提中 良則	柳村 幸宏	岩城 穰	妹尾 純充	勝井 映子	上田 純
河合 徹子	青木 永光	山田 庸男	桜井 健雄	段林 和江	山内 良治	中井 洋恵	谷 英樹	黒田 愛	小川 和恵
橋本 敦	石橋 一晁	23期	西枝 攻	松原 伸幸		西 晃	中 紀人	篠原 俊一	小野 昌史
山口 伸六	金谷 康夫	伊勢谷倍生	平栗 勲	的場 俊介	37期	松田 成治	宮下 尚幸	白出 博之	中島 宏治
	熊野 勝之	井上 善雄	松尾 直嗣		池谷 博行	山名 邦彦		乗井 弥生	
11期	林 正明	浦 功	三木 俊博	33期	石井 教文	山西 美明	44期	濱田 雄久	51期
宇賀神 直	細見 茂	大江 洋一	渡辺 和恵	岩田研二郎	加藤 安宏	吉田 肇	井上 洋子	原野早知子	尾崎 一浩
小林つとむ	山下 潔	桐山 剛		岡崎 守延	空野 佳弘		斎藤 英樹	眞継 寛子	加藤 知徳
藤本 清	山村 恒年	豊川 義明	28期	河村 利行	徳井 義幸	41期	住川 和夫	筵井 順子	上出 恭子
		野村 正義	池田 啓倫	坂田 宗彦	原田 次郎	青木 佳史	松本 康之		川上 良
12期	19期	森野 俊彦	石田 法子	田窪 五朗	山下 誠	秋田 仁志	湯川 健司	48期	河村 学
井関 和彦	赤坂 久雄		北本 修二	帙田喜代隆		秋田 真志		大川 治	小橋 るり
川村 俊雄	大兼 利夫	24期	藤原 猛爾	中西 裕人	38期	岩城 裕	45期	岡本 岳	田中 史子
鬼追 明夫	辛島 宏	赤澤 博之		森下 弘	飯田 和宏	黒瀬 英昭	李 義	河原 誠	西村 勇作
三橋完太郎	相馬 達雄	蒲田 豊彦	29期		井上 直行	佐井 利信	宇賀神 徹	白倉 典武	松井 淑子
	谷 五佐夫	島川 勝	伊賀 興一	34期	岡村 久道	財前 昌和	神山公仁彦	高江 俊名	山本 淳
13期	徳田 勝	松森 彬	岩嶋 修治	青本 悦男	岡村 泰郎	巽 昌章	河原林昌樹	長澤 哲也	由良 尚文
赤沢 敬之	福山孔市良	丸山 哲男	小杉 茂雄	出田 健一	田中 義信	田中 厚	坂本 団	鍋本 裕之	
小林 保夫	20期		芝原 明夫	岩永 恵子	長岡麻寿恵	日高 清司	豊島 達哉	林 邦彦	52期
得津 正熙	佐々木信行	25期	平井 慶一	梅田 章二	丹羽 雅雄	平野 恵稔	中嶋 弘	藤井 美江	東 実一郎
	辻 公雄	金子 武嗣	間瀬場 猛	中井 康之	福森 亮二	細見 孝二	藤木 敏之	堀内 康徳	七堂 眞紀
14期	西岡 芳樹	谷口 進	水田 利裕	野仲 厚治	増田 勝久	松本 七哉	宮岡 寛	村瀬 謙一	高橋 徹
久保井一匡	安木 健	七尾 良治	山口 健一	宮崎 裕二	村上 久徳	茂木 鉄平	村井 潤		竹平 征吾
堀 弘二		松丸 正	30期	宮崎 陽子	森 信雄	吉田 之計		49期	寺尾 浩
増井 俊雄	21期	吉岡 良治	上山 勤	村松 昭夫	山崎 敏彦	吉田 義弘	46期	伊加井義弘	徳田 琢
	大川 真郎		関根 幹雄		横山 精一		飯島 奈絵	石原 真弓	中筋 利朗
15期	柴山 譽之	26期	谷 智恵子	35期		42期	大久保康弘	伊藤 妙子	中原 修
杉山 彬	中山 嚴雄	大野 町子	早川 光俊	国府 泰道	39期	加藤 高志	奥村 秀二	植岡 永作	野村 祥子
滝井 朋子	平山 正和	島津 和博	松井 忠義	齋藤 眞行	井奥 圭介	岸本由起子	越尾 邦仁	河野 豊	平山 敏也
東垣内 清	三上 孝孜	津留崎直美		杉本 啓二	池田 直樹	長添 節	小林 徹也	北岡 弘章	増田 尚
	宮崎 誠	出水 順	31期	田中 茂	今村 峰夫	峯本 耕治	島尾 恵理	木村 重夫	増田 広充
16期		中川 秀三	齋藤ともよ		鎌田 幸夫	村田 浩治	下川 和男	佐藤 吉浩	松本 智子
中嶋 邦明	22期	中川 泰夫	澤田 隆	36期	木村圭二郎	雪田 樹理	長尾 博史	杉島 幸生	
	稲田堅太郎	細川喜子雄	福本 富男	土谷 明	下村 泰		野上 昌樹	田中 一郎	53期
17期	大深 忠延		正木みどり	長野真一郎	城塚 健之	43期	平尾 宏紀	中村 和洋	愛須 勝也
高島 照夫	菅 充行		宮地 光子	西村 健	杉本 吉史	池口 毅	八木 倫夫	二宮 誠行	奥村 裕和
浜口 卯一				福田 健次	田島 義久	浦川 義輝	47期	村上 博一	小関 伸吾
					濱岡 峰也	菊元 成典	井上 楸子	山本 健司	崎原 卓
					山崎 国満	桐山 昌己	岩谷 基	吉田 昌功	中西 基

半田みどり
吹矢 洋一
藤田さえ子
松本 光右
牟禮 大介

54期

井上 耕史
大西 克彦
塩田 勲
鈴木 節男
南石 知哉
原 啓一郎
湯原 伸一

55期

石橋 徹也
稲吉 大輔
今春 博
大江 祥雅
大前 治
甲斐みなみ
國本 依伸
清水 伸賢
末弘婦紗子
中森 俊久
西原 和彦
原 正和
飛岡恵美子
三好 吉安

56期

青砥 洋司
今井 力
植村 弘樹
尾形 信一
西念 京祐
橋本 智子
長谷川武治
古本 剛之
森平 尚美

57期

家郷 資大
宇都宮一志
大森 剛
奥津 周
小野 順子
河合 順子
川島 裕理
小瀧 悦子
新村 守
菅野 園子
角谷洋一郎
富山 聡子
針谷 好訓
東山 俊
藤木 達郎
普門 大輔
堀川 智子
溝上 絢子
峯田 和子
宮本 剛
向井 啓介

58期

奥田 慎吾
奥村 昌裕
越知 覚子
唐崎 浩司
熊谷 卓也
佐藤 俊
須井 康雄
中島 康之
中平 史
名波 大樹
林堂 佳子
山口 昌之
若松 薫

59期

安達友基子
浦 寛幸

奥田 昌宏
斉藤 紀代
十川由紀子
田中 智晴
藤内 健吉
松尾 洋輔
間野 泰治
山室 匡史
吉岡孝太郎
梁 栄文
渡邊 一誠

60期

青木 重人
池本 順子
浦田 悠一
大久保貴彦
岡本 大典
笠原 麻央
門松 真由
川口 哲生
川崎 真陽
瓦井 剛司
木虎 孝之
木下 威英
金 英哲
河野 雄介
小坂梨緑菜
佐々木 章

62期

高田 真司
高橋 昌子
高橋 礼雄
高橋 俊之
竹中 宏一
立野 嘉英
谷 真介
豊田 祐介
長瀬 信明
広瀬元太郎
松尾 友寛
三上 岳

安木 志保
梁 龍成

61期

東 尚吾
荒木晋之介
飯田 幸子
石飛 優子
檜元 雄生
河合 基裕
川崎 拓也
喜田 崇之
高坂 明奈
下迫田浩司
忠政 貴之
辰巳 創史
團野 彩子
林 弥生
弘川 欣絵
藤井 恭子
牧 亮太
松嶋 依子
宮下 泰彦
村田 充章
柳 勝久
山元 真里
吉岡良太郎

62期

足立 啓成
遠地 靖志
小野 俊介
片岡 牧
河田 智樹
具 良鈺
楠 晋一
黒田 佑輝
近藤 祥文
佐々木和弘
柴山 慶太
柴山 英輝

舘 康祐
田端 孝規
寺川 拓
中辻 大輔
中村ちとせ
西川 大史
西田 敦
野矢 伴岳
福田 美紀
藤原 正人
藤原 航
星野 純子
舞弓 和宏
室谷光一郎
室谷 悠子
森内 彩子
森川 順
森下 文恵
矢吹 保博
矢吹 遼子
山澤 祐介
横藪 達広
和田 香
和田 信也

63期

池上 由樹
池田 尚弘
岩佐 賢次
植木 和彦
氏家真紀子
笹谷 竜二
繁松 祐行
関戸 京子
高橋 早苗
田中 宏岳
中村 里香
福岡 洋一
福崎 浩
藤原 智絵
山下 侑士

山中 有里

64期

石原 浩史
犬飼 一博
岩田 和久
枝川 直美
角崎 恭子
小西 基皓
菰口 高志
佐々木正博
杉田 哲明
染川 智子
谷川 直人
中峯 将文
南部秀一郎
西原みなみ
原田隆之介
松本 昭人
松森 美穂
宮本 亜紀
渡部真樹子

65期

上田 浩史
柏木 理沙
片山 直弥
金子 哲也
黒田 祐史
斎藤 亮太
齊藤 優摩
砂川 辰彦
高田 知美
竹内 昭夫
田積 祥子
中井 宏二
檜山 智志
藤下 祥子
古山 隼也
前川 宙貴
松山 純子

森 瑛史
両角 麻子
柳本 千恵
山田 寛子
吉村 友香

66期

飯田 亮真
伊藤 知佐
馬越 俊佑
岡村 峰子
清水 周
眞並万里江
杉田 峻介
月田紗緒里
津田 裕行
鶴見 泰之
仲尾 育哉
野条 健人
橋本 太地
林 祐樹
日裏 英憲
堀 智弘
村上 秀人
守田 恵
森本 祐介
柳 知幸

67期

生田 博之
石田 明子
板崎 遼
井上 将宏
上杉 将文
上田 雅貴
奥野 祐希
小野 宙
鍵田 佳成
河端 直
木場 晶子
櫻井 聡

下枝 歩美
田村 瞳
西川 満喜
西川 正樹
稗田 隆史
平林佳江子
細田 直人
安田 知央
安原 邦博
柳本 哲享

68期

網本 知晃
荒木 誠
尾上 富美
甲斐 一真
加藤 卓
岸田 哲
日下部太一
戀田 剛
佐伯 紀明
鮫島 千遥
清水 亮宏
瀬邊 祐司
塚井 一将
鶴山 昂介
手代木 啓
富田 真平
前野 陽平
山西 里沙
吉留 慧
渡邊 春菜

69期

阿武 修平
池田 健人
今井 綾香
宇根 駿人
大久保貴則
高 一成
腰田 将也

佐野 翔平
城島 活
関 大河
高田 脩平
高橋 誉幸
富田 詩織
中原 大雄
西川 裕也
別所 大樹
森 佳介
山本 美愛
吉村 歩
淀川 亮

70期

池田佳菜子
稲生 貴子
王 宣麟
小野 隆大
加莉 匠
角谷 茉美
杉野 文香
鷹谷 信和
富井 和哉
中廣 利貴
根本俊太郎
福竹 亮
松崎 香織
松本 実華

71期

足立 敦史
井上 雅昭
上林恵理子
北本 純子
口元 一平
河野 哲平
佐久間ひろみ
城使 洸司
杉野 龍太
相馬 貴昌

谷本 英雄
永井 大稀
永田 順子
西 祐亮
西川 翔大
原田 恭徳
船越 智晴
村本 健司
矢口 亮之
李 厚潤
脇山 美春
渡辺 洋

(2019年8月26日現在)

春秋会綱領・春秋会会則

【春秋会綱領】（1998年（平成8年）9月2日改正）

春秋会は、1958年に弁護士会の弊風の刷新とりわけ公正明朗な役員選挙の実施をめざして結成され、以後弁護士会の活動について積極的に提言し、その実行に努めてきた。

この間、司法の果たすべき役割は益々増大しており、弁護士と弁護士会の責任は重い。

私たちは、こうした状況に鑑みて結成時の精神を継承しつつ、新しい活動目標を次のように定める。

- (一) 弁護士の基本的使命を自覚し、すべての人々の人権の救済・伸長・確保に努める。
- (二) すべての人々に開かれた司法を実現するために、弁護士会を含む司法制度の改革と司法機能の充実を積極的に推進する。
- (三) 司法と人権の諸課題について、協同して研鑽を積み、政策を提言し、その実現に努める。
- (四) 会の運営は、会員の自由と平等、全員参加を本旨とする。
- (五) 会員相互の信頼と友情を育むよう親睦を図る。

【春秋会会則】

(名称)

第1条 当会は、春秋会と称する。

(目的)

第2条 当会は、弁護士及び弁護士会の社会的使命を深く自覚しつつ、会員相互の親睦と研鑽をはかるとともに、大阪弁護士会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 当会の会員は、大阪弁護士会の会員に限る。

(総会)

第4条 当会は、毎年9月、12月および3月に定時総会を開催する。

- 2 当会は、必要の都度、臨時総会を開催する。
- 3 総会は、幹事会の決議を経て幹事長が招集する。
- 4 総会を招集するには、総会の日より5日前までに、会員に対し、会議の目的たる事項を記載した通知を発しなければならない。ただし、その総会で延期続行の決議をしたときはこの限りでない。
- 5 総会の議長は、幹事長または幹事長が指名した者があたる。
- 6 会員は、他の会員を代理人として議決権を行使することができる。
- 7 総会の決議は、会員の5分の1以上が出席し（前項の代理出席を含む）、その過半数をもってする。
- 8 総会は、次に掲げる事項について決議する。
 - 1) 会則の変更
 - 2) 除名
 - 3) 解散
 - 4) 規則の制定およびその変更
 - 5) 幹事の選任
 - 6) 会費の額の変更
 - 7) 決算の承認
 - 8) 大阪弁護士会の会長および副会長の候補者の推薦

9) その他幹事会が総会で決議することを適当とした事項

9 総会の議事は議事録を作成し、HP等適宜の方法を用いて会員に公開する。

(幹事)

第5条 幹事は、幹事長、副幹事長、全期幹事および各期幹事からなる。

- 2 幹事長は前年度の12月総会での決議によって選任し、その余の幹事は前年度の3月総会での決議によって選任する。
- 3 幹事長は幹事会が推薦した者から選任する。
- 4 副幹事長は6名とし、全期幹事は10名以内とし、いずれも、第2項で幹事長に選任された者が推薦した者から選任する。
- 5 各期幹事は、「各期幹事選任細則」によって推薦した者から選任する。
- 6 幹事の任期は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。但し、新たな幹事が選任されるまでは、なおその権利義務を有する。
- 7 各期幹事は、会員の春秋会運営に関する意見、大阪弁護士会の役員推薦に関する意見等を把握するため、毎年1回各期会を開催するよう努めなければならない。

(幹事会)

第6条 幹事会は幹事で組織する。

- 2 定時幹事会は、毎月1回開催する。
- 3 臨時幹事会は、必要の都度、随時開催する。
- 4 幹事会は幹事長が招集し、その議長は幹事長または幹事長が指名した者があたる。
- 5 幹事は、他の会員を代理人として、議決権を行使することができる。
- 6 幹事会の決議は、幹事の3分の1以上が出席し（前項の代理出席を含む）、その過半数をもってする。
- 7 幹事会は、次に掲げる事項について決議する。但し、第4条8項（総会決議事項）および第8条3項（選考委員会決議事項）の各事項を除く。
 - 1) 総会の開催
 - 2) 次年度幹事長の推薦
 - 3) 細則の制定および変更
 - 4) 予算の承認
 - 5) 特別委員会の設置
 - 6) 新入会員入会の承認
 - 7) 会費の免除
 - 8) 大阪弁護士会の役職のうち、会長・副会長以外の役職についての、選考委員会に対する候補者推薦の付託
 - 9) 総会の決議または規則により幹事会が決定すべきこととされた事項
 - 10) 総会決議の付託
 - 11) その他の重要な会務に関する事項
- 8 各期幹事は、幹事会が決議すべき事項のうち、幹事会が会員の意見を確認することを必要と決議した事項については、あらかじめ、その所属期の会員の意見を聞かなければならない。
- 9 幹事会の議事は、議事録を作成し、HP等適宜の方法を用いて会員に公開する。

(執行部)

第7条 幹事長は、当会を代表し、総会および幹事会の決議に従って会務を執行する。

- 2 前項のほか、幹事長は、第4条8項（総会決議事項）、第6条7項（幹事会決議事項）および第8条3項（選考委員会決議事項）の各事項を除く会務を決定し、執行する。

有村 とく子 (50期)

かこさとしさんの絵本「おたまじゃくしの101ちゃん」を娘が幼い頃によく読んでいました。会報「春秋」の101ちゃんをお届けします。ご多忙のところ原稿をお寄せくださった皆様方、ご協力くださった方々に厚く御礼を申しあげます。広報委員の若手・中堅どころの皆さん、それぞれ手持ちの仕事をこなしつつ会議への出席、原稿集め、アイデア出しなど有難うございました。来年の春号、といえは気が早いですが、次も充実した会報をお届けできるようにしたいですね。

小橋 るり (51期)

パワフルな若手の面々&昨年から引き続き残ってくれたメンバー&手練れのやまじゅんさん&裏方に徹しているスーパーマン的浦さん&彼らを率いるアリーこと有村とく子委員長のチームは各自超忙しい中にあってもサクサクと広報業務をこなしており、担当副幹事長としては感謝&左団扇状態です。会報「秋号」のご感想を是非にS J ネットに投稿してくださいね。「見える化」を意識した今年の広報、読者からのアイデア大歓迎です。会報のWEB化のご意見もほしいです♪

山本 淳 (51期)

またまた広報委員会に復帰しております。しかし、今年の広報委員会は馬力のある若手揃いですので、私の出る幕はありません。今年は「すみっこぐらし」(知らない人はググってください)のキャラのように、広報委員会のすみっこでひっそり生息し、「アーム」(知らない人はググってください)の有村委員長と小橋担当副幹事長につまみ出されないようにします。

浦 寛幸 (59期)

今年度広報委員は、優秀な若手の皆さんと個性豊かな有村委員長&小橋担当副幹事長という、ロン・デニスがいた頃のマクラーレン・ホンダを彷彿とさせる最強メンバーが揃いました！誰がアイルトン・セナで誰がゲルハルト・ベルガーなのかという話は致しませんが、そんな皆さんの中で私はアクティブサスペンション的な存在でがんばりたいと思います！春号もお楽しみに！

広瀬 元太郎 (60期)

昨年は、広報担当副幹事長として、初の電子版発行（試行版）に向けて作業を行いました。あれから1年、今年は、一兵卒として2019年秋号の原稿集め、そして執筆に携わらせていただいております。今年も、秋号は電子版にて発行いたします。電子化が定着したことをうれしく思うとともに、昨年の反省点を修正し、よりよい会報をつくりました。みなさま、お楽しみください。

板崎 遼 (67期)

執務室に鳴り響く電話。「今年度も広報委員会として引き続きお願いできますか。」との明るい有村先生のお声に、二つ返事で承諾し、引き続きの広報委員となりました。昨年は絶品スイーツを食べまくり、今年は木内先生から貴重なお話(超オフレコ発言満載)をうかがった上に、おいしいお肉を食べる。これぞ広報委員の役得とばかりに、貴重な経験をさせていただきました！春号もお楽しみに！

加藤 卓 (68期)

今年度から広報委員を拝命致しました。上半期は弁護士事務に追われてしまい、本号は本格的な関与ができなかったことが悔やまれます。この夏、奈良出身者としては恥ずかしながら、初めて奈良燈灯会に行きました。興福寺のライトアップが素晴らしく、そこで撮影した1枚を本号表紙に採用いただきました。誠に光栄です。今後に向け、写真をストックしてまいります。

甲斐 一真 (68期)

特に仕事という仕事もしないまま、美味しい焼き肉を頂いたり、「このままではだめだ、もっと貢献しない!」と思うばかりです。唯一の貢献は、毎月の委員会の会場として、弊事務所の打ち合わせ室を押さえているだけの状態です・・・。

戀田 剛 (68期)

今回の秋号では、木内先生を囲む会に参加させて頂きました。説得的な上告理由書を書くにあたっての心構え(?)等、大変ためになるお話から、記事にできないような裏話までお聞きすることができ、貴重な経験となりました。是非ともご一読ください。

鮫島 千遥 (68期)

浦先生からメールでお誘いいただき、今回から広報委員となりました。広報委員の先生方は、業務だけではなく、食べ歩き・鉄道・温泉巡りなど、多種多様な趣味にも全力投球。そのパワフルさは一体どこから……と圧倒されっぱなしです。そんな広報委員の先生方の強いカラーが、今回の秋号でも発揮されているのではないのでしょうか。次回春号もお楽しみに！

吉留 慧 (68期)

今年度から広報委員の末席に加えて頂きました。未だ広報委員として活動は特にできておりませんが、これから少しでも多くの皆様に会報を読んで頂けるよう努力して参ります。今回の会報も廣瀬先生の鉄道記事をはじめとても充実した

- 3 幹事長は幹事会を招集する。
- 4 幹事長は、副幹事長とともに執行部を組織する。
- 5 副幹事長は幹事長を補佐する。
- 6 幹事長に支障がある場合、副幹事長の協議により副幹事長のうち1名が幹事長の職務を代行する。

(選考委員会)

第8条 当会は、選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、大阪弁護士会会長および副会長ならびに幹事会が必要と認めた役職について、当会の候補者を推薦することの可否の決定および当会の推薦候補者の選考を行う。
- 3 選考委員会の組織、構成及び運営方法は、「選考委員会規則」に定めるところによる。

(各種委員会)

第9条 当会は、常設委員会として、政策委員会、研修委員会、親睦委員会及び広報委員会を設置するほか、幹事会の決議によって特別委員会を設置することができる。

- 2 各委員会は、幹事長の統轄の下に、政策委員会は政策形成を、研修委員会は研修を、親睦委員会は親睦事業を、広報委員会は広報を、それぞれ行う。
- 3 各委員会の組織、構成及び運営方法は、「各種委員会細則」に定めるところによる。

(若手会)

第10条 当会に若手会を設置する。

- 2 若手会は、司法修習終了後10年以内の会員をもって構成する。
- 3 若手会の運営方法は、「若手会細則」に定めるところによる。

(入退会・除名)

第11条 入会を望むものは、幹事長に届け出た後、幹事会の承認決議により、入会することができる。

- 2 会員は、幹事長に届け出ることによって、退会することができる。
- 3 当会の品位を著しく傷つけた者、または、当会の秩序を破壊することにより、当会の適正な運営を著しく困難ならしめた者は、総会の決議により除名する。

(会費)

第12条 会員は会費を納めなければならない。

- 2 会費の額、支払時期等の詳細については、「会費規則」に定めるところによる。

(慶弔)

第13条 会員の慶弔に関する対応は、「慶弔規則」に定めるところによる。

(嘱託弁護士)

第14条 当会は有償の嘱託弁護士を置く。

- 2 嘱託弁護士の職務や待遇については、「嘱託弁護士規則」に定めるところによる。

(規則・細則)

第15条 会則に定めていない事項および会則の実施に関する具体的事項については、別に、規則・細則を定めることができる。

(年度)

第16条 当会の年度は毎年4月に始まり翌年3月末日に終わる。

(通知の方法)

第17条 本会則に基づく通知は、ファックス、電気通信手段、当会のホームページによる告知によることができる。

(付則)

- 1 本会則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 第5条所定の全期幹事は、2014年度から選任する。

編集後記

内容となっております。ぜひ、ご一読ください。

高 一成 (69期)

浦先生にお声掛けいただき、初めて広報委員となりましたが、今号の編集にはほとんど貢献できませんでした。今号は、読者として電子版会報を楽しみます！次号は編集の過程も楽しめればと思います。

城島 活 (69期)

今回の秋号作成にはほとんど参加できず申し訳ございませんでした。次回の春号作成には出来る限り参加させて頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

根本 俊太郎 (70期)

電子化第2号となりました。今号では編集にほとんど貢献していない私が言うのもなんですが、硬派の記事、柔らかい記事とバランスのよい仕上がりになっていると思います。とはいえ、まだまだ電子会報としては試行錯誤して編集している状態ですので、皆様からのご意見やご要望をお待ちしております。

松本 実華 (70期)

初めての広報委員の活動でしたが、ユーモアたっぷりな先生方とともに、楽しく活動させていただきました。実際に作り手に回ってみると、今までは流し読みしていた記事にもこんな意図があったのだと、色々と発見がありました。秋号ではあまりお役に立てませんでしたので、春号では頑張りたいと思います。

足立 敦史 (71期)

ご多忙のなか記事原稿を提出くださった先生方、有村委員長、小橋担当副幹事長、浦先生、委員の先生方のご尽力に感謝いたします。ほとんどお役に立てておりませんが、広報委員として「春秋」秋号の編集に関われたことを嬉しく思います。101号も盛りだくさんの内容で、読者としても楽しみにしております。皆様、どうぞ今後とも「春秋」をよろしく願いいたします。

北本 純子 (71期)

今回、初めて、広報委員として編集に関わらせていただきました。何気なく目にしていた会報でしたが、どのような議論を経て紙面が作られているのか知ることができ、作り手の苦労をあらためて実感いたしました。私個人としては、僅かな仕事しか担うことができず、編集後記というもおこがましい限りです。次号はもう少し貢献できればと思います。

発行日	2019年9月17日
発行者	春秋会
発行責任者	青木佳史
印刷所	中央印刷株式会社 堺市西区鳳南町 5-685-14 TEL (072) 273-1151

